

岡山いきいき子どもプラン2020

—すべての子どもが「おかやまに生まれ、育ち、本当に良かった」と思える未来に向けて—

(案)

令和2年2月

岡山県

目次

第1章 計画の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格・位置づけ	
第2章 岡山県の子どもを取り巻く現状と課題	3
1 人口の減少と少子化の現状	
2 少子化の要因と背景	
3 子どもを取り巻く環境の変化	
4 国の少子化対策・子育て支援	
5 岡山県の少子化対策・子育て支援	
第3章 計画の概要	18
1 基本理念	
2 基本的考え方	
3 体 系	
4 基本目標及び主要指標	
第4章 計画の内容	24
I 結婚、妊娠、出産の希望がかなう環境の整備	24
1 若者のライフデザイン構築支援	
2 若者の結婚の希望をかなえる環境の整備	
3 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進	
II 乳幼児期における教育・保育の充実	29
1 社会全体で子育てをする気運の醸成	
2 乳児期の保育、幼児期の教育・保育の充実等	
3 地域ぐるみの子育て支援の推進	
III 子どもと若者の成長を支援する環境の充実	38
1 学校教育の推進と家庭の教育力の向上	
2 放課後の居場所づくり	
3 地域・世代間交流の促進等	
IV きめ細かなサポートが必要な子どもや家庭への支援	42
1 社会的養育体制の充実	
2 子ども虐待防止対策の充実	
3 障害や困難を有する子ども・若者への施策の充実	
4 ひとり親家庭の自立支援	
5 子どもの貧困対策の推進	
V ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進	54
1 子育てと仕事が両立できる環境の整備（ワーク・ライフ・バランス）	
2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保	
3 安心して生み育てられる住生活の確保と子育て相談体制	
4 安全・安心な子育て環境の整備	
幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	59

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

我が国では、世界でも例を見ないスピードでの少子化と高齢化が進み、従来の社会経済システムの変革が迫られるなど、様々な課題が生じてきています。結婚、出産、子どもや子育て家庭を取り巻く社会・経済環境についても、未婚化・晩婚化・晩産化の進行、女性就業者や非正規雇用の拡大など、大きく変化しています。

本県では、2014（平成26）年に、内閣総理大臣を会長とする少子化社会対策会議において「少子化危機突破のための緊急対策」が決定されたことや、2015（平成27）年4月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、2015年3月には、すべての子どもたちが晴れやかな笑顔で暮らす生き活き岡山を目指すことを基本理念に掲げた「岡山いきいき子どもプラン2015」を策定し、子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを総合的に推進してきました。

前プランの計画期間においては、本県の合計特殊出生率は、ほぼ横ばいで推移しているものの、出生数は8年連続で減少するなど、少子化の傾向に歯止めがかけられたと言える状況にはありません。少子化の要因が結婚、出産、育児、教育、就業環境などライフステージ全般に及んでおり、今日の急速な少子化の傾向にできる限り歯止めをかけるためには、子育てに対する不安・負担の解消や子育てと仕事の両立などの課題に対応しつつ、社会全体で安心して子どもを生み育てられる環境づくりに取り組む必要があります。

こうした中、結婚を希望する方に、より多くの出会いの機会を提供するため、2017（平成29）年度からインターネットを活用した結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」の運用を開始しましたが、県全体での結婚に関する気運の醸成にもつながるなど、着実に成果を上げつつあります。また、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援においては、子ども・子育て支援新制度のもとで量の拡充、質の向上が図られる中、県は、実施主体である市町村が、地域の実情に応じて、必要なサービスができるよう支援に努めています。県の主要な施策に対する満足度について調査を行っている「県民満足度調査」では、「結婚・妊娠・出産の希望がかなう環境である」ことに関する満足度が、2017年度の11.4%（「満足」、「やや満足」と回答した割合：20項目中20位）から、2019（令和元）年度の49.9%（20項目中5位）まで上昇しています。

また、結婚、出産、子育てに関する「県民意識調査」においても、20歳から34歳の独身男女の結婚意欲が上昇するなど、県民の結婚、出産、子育てに関する意識に、ポジティブな傾向も現れつつあります。

社会・経済に大きな影響を及ぼす少子化に対し早急に対策を講じ、すべての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進することは、これまで以上に喫緊の課題となっています。さらに、2019年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、保育需要のさらなる増加が見込まれる中、保育人材の確保や待機児童等の対策のほか、社会的養護を必要とする子どもの増加や、児童虐待につながるおそれのある家庭状況の多様化、複雑化などへの対応も急務となっています。

こうしたことから、私たちの社会を構成する市町村をはじめ、大学、企業、NPOなど多

様な主体の協力を得て、少子化の流れを変えることを目指すとともに、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子育てを地域全体で支え応援する社会づくりを進めるための総合的な計画として「岡山いきいき子どもプラン 2020」を策定するものです。

2 計画の性格・位置づけ

この計画は、中期的な視点から、少子化の流れを変えることを目指すとともに、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備を総合的・計画的に推進するための基本的な計画であり、法令等に基づく、以下の計画の性格を併せ持ちはます。

- ・ 県子ども・子育て支援事業支援計画 (子ども・子育て支援法)
- ・ 次世代育成支援対策のための県行動計画 (次世代育成支援対策推進法)
- ・ 母子及び父子並びに寡婦の自立促進計画 (母子及び父子並びに寡婦福祉法)
- ・ 県子どもの貧困対策計画 (子どもの貧困対策の推進に関する法律)
- ・ 県母子保健計画 (国の「健やか親子 21（第2次）」)

3 計画の期間

この計画の期間は、2020（令和2）年度を初年度とし、2024（令和6）年度を目標年度とする5か年間とします。

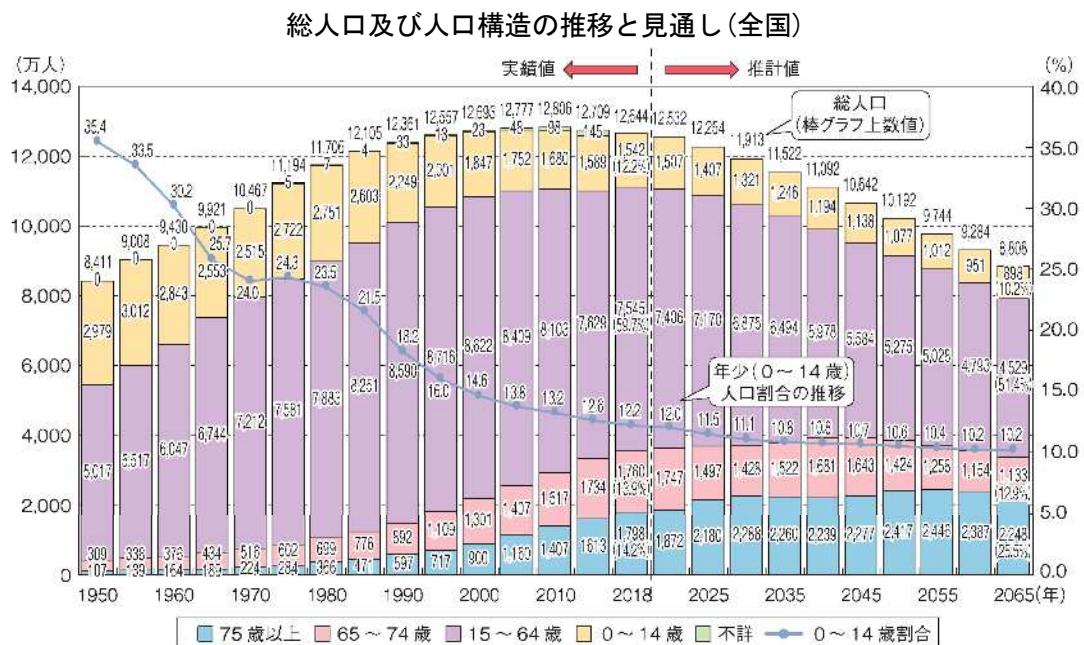
第2章 岡山県の子どもを取り巻く現状と課題

1 人口の減少と少子化の現状

(1) 人口の減少

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」は、我が国の将来の人口規模や年齢構成等、人口構造の推移を推計しています。このうち、中位推計（出生中位・死亡中位）の結果に基づけば、総人口は、2018（平成 30）年の 1 億 2,644 万人から、2053（令和 35）年には 1 億人を割って 9,924 万人、約 50 年後の 2065（令和 47）年には 3,836 万人減（2018 年人口の 30.3%）の 8,808 万人になると見込まれています。

また、同推計期間に、年少人口割合は 2018 年の 12.2% から 2065 年の 10.2% へと 2.0 ポイントの減少、生産年齢人口割合は 59.7% から 51.4% へと 8.3 ポイントの減少が見込まれています。一方、老人人口割合は、2065 年には 38.4%、すなわち 2.6 人に 1 人にまで増加すると見込まれています。

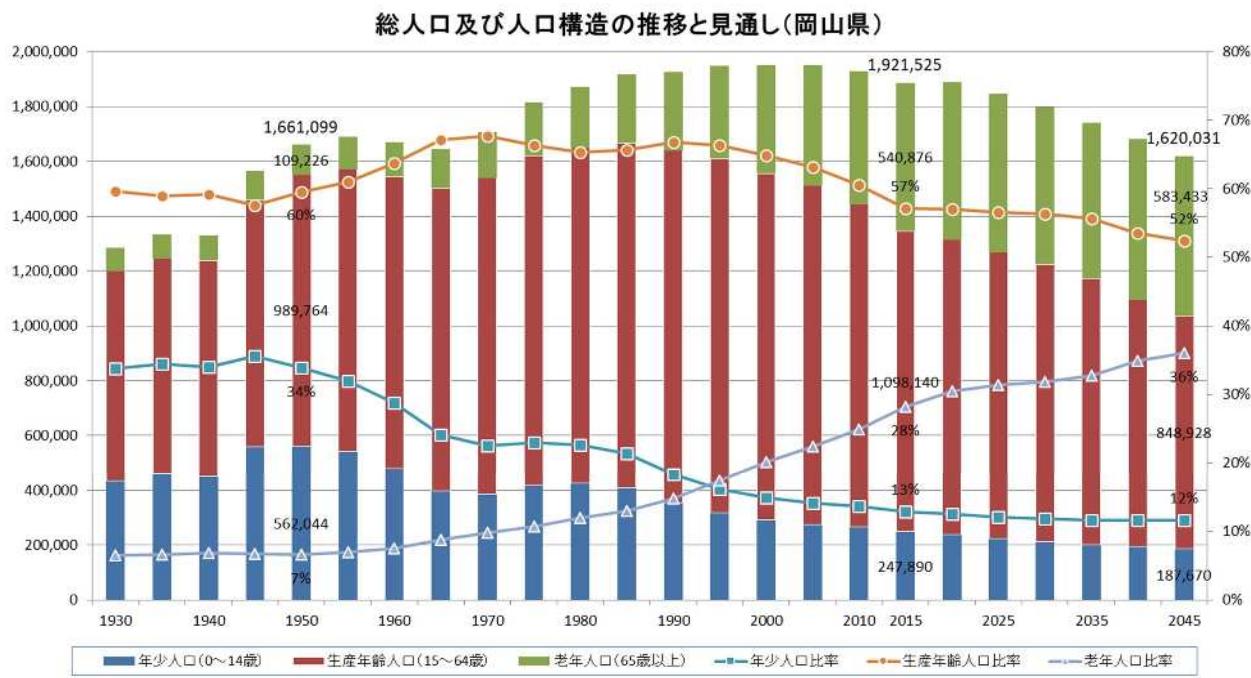


資料：2015 年までは総務省「国勢調査」、2018 年は総務省「人口推計」（平成 30 年 10 月 1 日現在確定値）、2020（令和 2）年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。

注：2018 年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成 27 年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950～2015 年の年少人口割合の算出には分母から年齢不詳を除いている。

注：年齢別の結果からは、沖縄県の昭和 25 年 70 歳以上の外国人 136 人及び昭和 30 年 70 歳以上 23,328 人を除いている。

本県については、2005（平成 17）年の 196 万人をピークに、人口が減少しつつあり、上記中位推計を元に市区町村別に将来人口を推計した「日本の地域別将来推計人口（2018 年推計）」によると、本県の出生率は 2015 年以降、約 30 年間ほぼ維持されるとされ、総人口は 2045（令和 27）年には 162 万人と 2015 年比で 15.7% 減少、老人人口割合については、36.0%となることが予想されています。



(2)少子化の現状

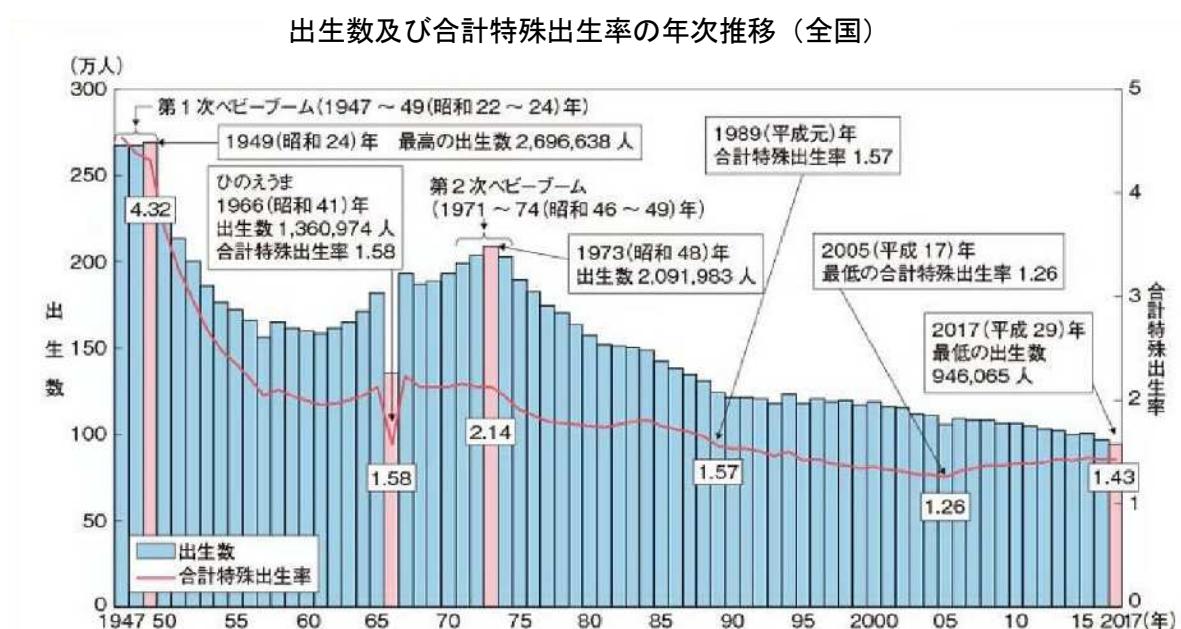
我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期（昭和22年～昭和24年）には約270万人、第2次ベビーブーム期（昭和46年～昭和49年）には約200万人でしたが、1984（昭和59）年には150万人を割り込み、1991（平成3）年以降は増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっています。2016（平成28）年の出生数は97.7万人と、1899（明治32）年の統計開始以来、初めて100万人を割りこんだ後、2018（平成30）年は91.8万人と過去最小の出生数となっています。

合計特殊出生率^(注)については、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、1950（昭和25）年以降急激に低下しました。その後、第2次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移しましたが、1975（昭和50）年に2.0を下回ってから再び低下傾向となりました。1989（平成元）年にはそれまで最低であった1966（昭和41）年（丙午：ひのえうま）の数値を下回る1.57を記録し、さらに、2005（平成17）年には過去最低である1.26まで落ち込みました。その後は、微増傾向で推移したものの、2015（平成27）年の1.45以降、2016（平成28）年から再び低下し、2018（平成30）年は1.42となっています。

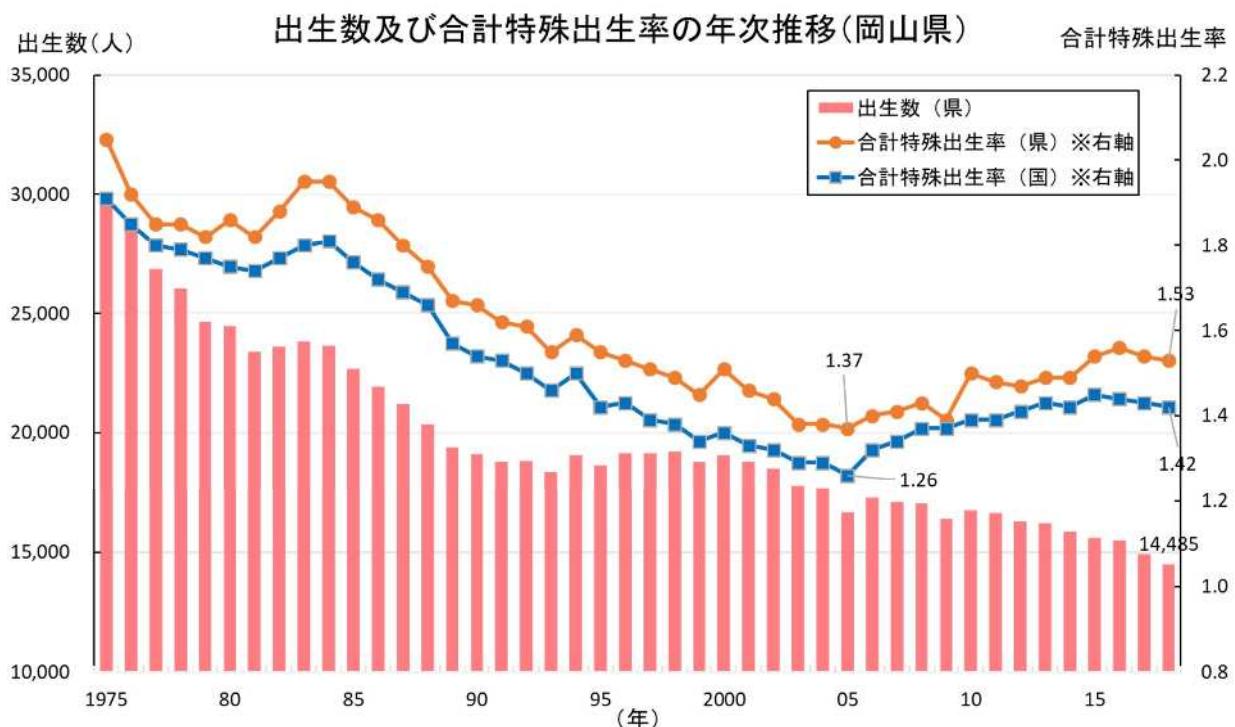
これは、アジアの国や地域の中で経済成長が著しい、シンガポール（1.16）、韓国（1.05）、台湾（1.13）よりは上回るもの、欧米の先進国の中ではフランス（1.90）、アメリカ（1.76）、ドイツ（1.57）を下回るほか（いずれも2017年の値）、OECDの平均（2016年：1.68）も下回る水準となっています。

(注) 合計特殊出生率：その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。

本県の2018（平成30）年の合計特殊出生率は1.53と、前年と比べ0.01ポイント低下し、全国平均より高いものの、中国5県の中で最も低くなっています。また、出生数は14,485人、死亡数は22,429人と、2005（平成17）年から14年連続で、死亡数が出生数を上回る人口の自然減の現象が続いている。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

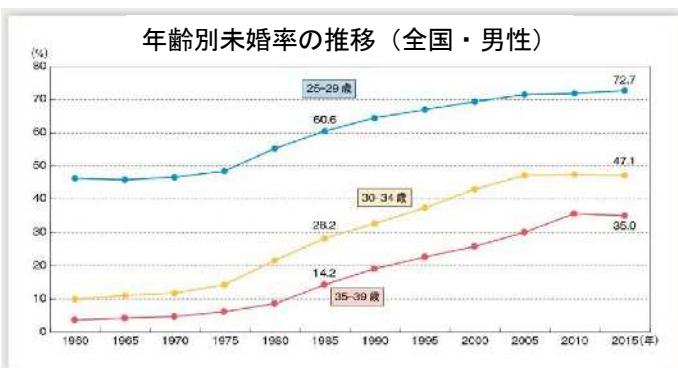


資料：厚生労働省「人口動態統計」

2 少子化の要因と背景

(1) 未婚化の進行

2015（平成27）年の総務省「国勢調査」によると、未婚率は男性が25～29歳で72.7%、30～34歳で47.1%、35～39歳で35.0%、女性では25～29歳で61.3%、30～34歳で34.6%、35～39歳で23.9%となっています。



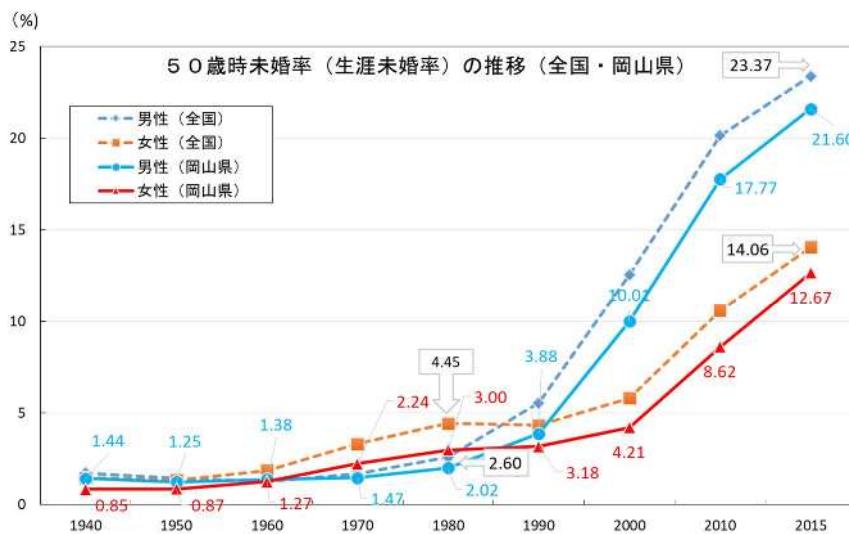
資料：総務省「国勢調査」



資料：総務省「国勢調査」

50歳時の未婚率は、男性は約35年前の2.6%（1980年）から23.4%（2015年）、女性は4.5%（1980年）から14.1%（2015年）へ大きく上昇しています。

本県においても、50歳時の未婚率は、男性は2.0%（1980年）から21.6%（2015年）、女性は3.0%（1980年）から12.7%（2015年）へ大きく上昇しています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所から「人口統計資料集2019」

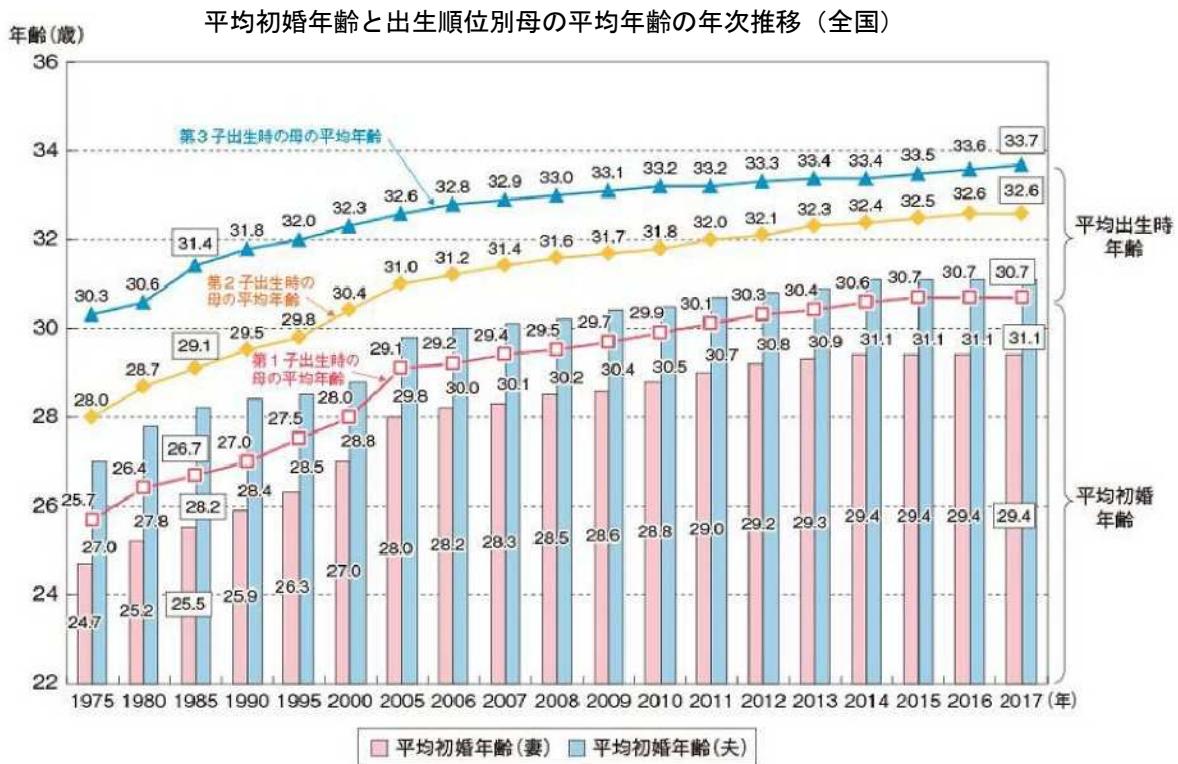
注：50歳時未婚率は、45～49歳と50～54歳未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率を示す。

(2) 晩婚化・晚産化の進行

日本人の平均初婚年齢は、2017（平成29）年で、夫が31.1歳、妻が29.4歳（いずれも、2014年以降横ばい）と、短期的にみると、晩婚化の進行は鈍化しつつあるものの、長期的にみると夫、妻ともに上昇傾向を続けており、結婚年齢が高くなる晩婚化が進行しています。1985（昭和60）年と比較すると、約30年間で夫は2.9歳、妻は3.9歳上昇していま

す。

出生したときの母親の平均年齢をみると、2017（平成 29）年においては、第 1 子が 30.7 歳、第 2 子が 32.6 歳、第 3 子が 33.7 歳と上昇傾向が続いています。晩婚化が進行すると、それに伴い、母親の出産年齢が高くなり晩産化も進行する傾向が見られます。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

本県につきましても、1985（昭和 60）年には男性 27.6 歳、女性 24.9 歳であった平均初婚年齢が、2018（平成 30）年には男性 30.2 歳、女性 28.7 歳と、約 30 年間で男性が 2.6 歳、女性で 3.8 歳上昇する晩婚化が進行しています。また、2016（平成 28）年度に実施した「岡山県出生率地域格差要因分析」では、中国地方の他県に比べ、本県は 20 歳代の女性有配偶率と 30 歳代の有配偶出生率が低いことが明らかとなりました。

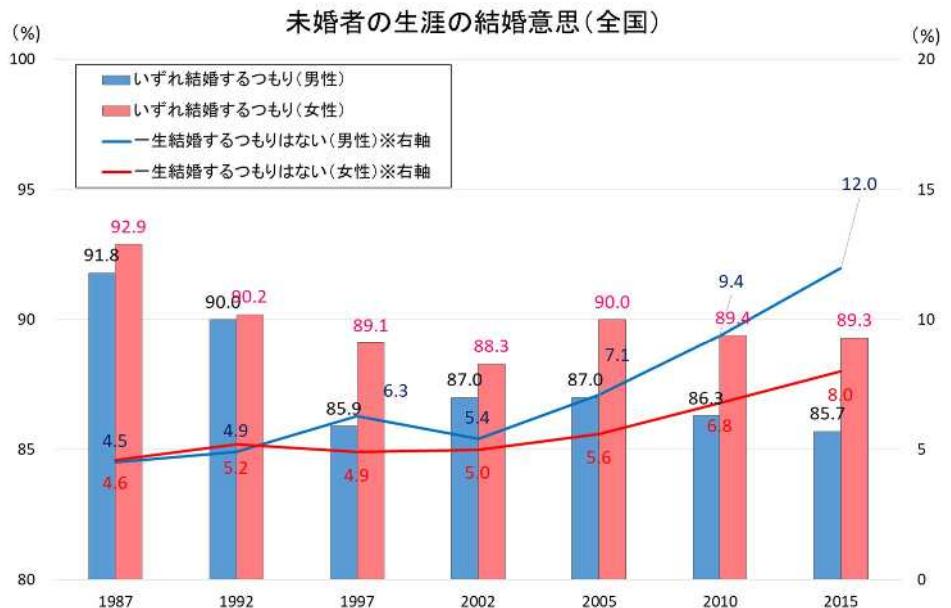
（3）結婚に関する意識

社会保障・人口問題研究所では、独身者を対象とした調査（「出生動向基本調査」別名「結婚と出産に関する全国調査」）を 5 年ごとに行っています。

2015（平成 27）年、独身者の結婚の意思については、「いずれ結婚するつもり」が男性 85.7%（前回 2010 年調査 86.3%）、女性 89.3%（同 89.4%）とともにほぼ 9 割と結婚する意思のあるものが大半を占めています。

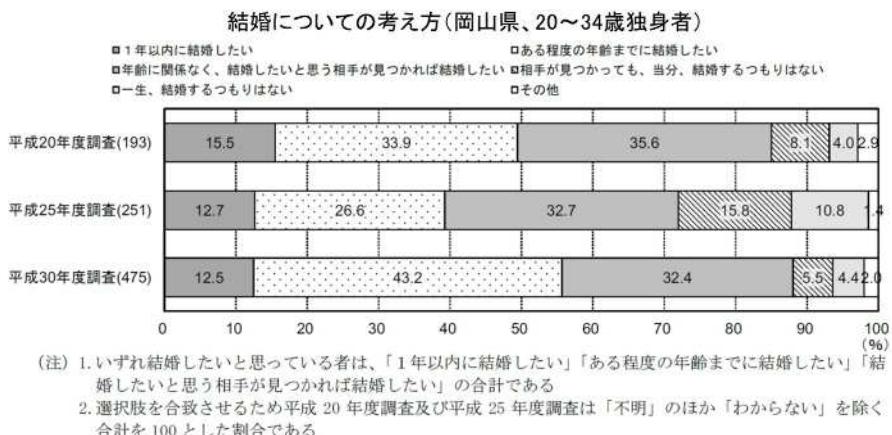
一方、「一生結婚するつもりはない」と回答した人は、男女とも上昇傾向にあり、男性で 12.0%（同 9.4%）、女性で 8.0%（同 6.8%）となっていますが、実際の 50 歳時未婚率は、2015（平成 27）年で男性が 23.4%、女性が 14.1% となっており、「一生結婚するつもり

はない」人以外でも結婚の希望が実現できていない人がいるという状況になっています。



資料：社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」

本県が行った県民意識調査（2018（平成30）年調査）では、20～34歳の独身の男女の結婚に関する考え方については、「いずれ結婚したいと思っている者」は、88.1%（前回2013（平成25）年調査72.0%）となっており、全国と同様、9割近くが結婚の意思を持っています。



資料：岡山県「県民意識調査（2018調査）」

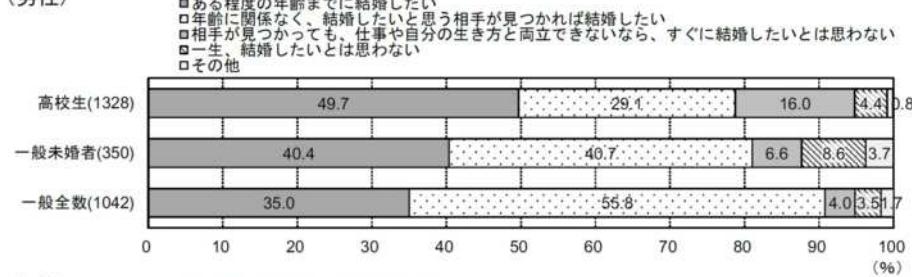
また、今回の県民意識調査では、県内の高校2～3年生を対象に結婚、出産、子育てに関する意識調査を実施しています。

このうち、高校生の結婚に関する意識は、結婚意欲が強いと考えられる「ある程度の年齢までに結婚したい」の割合が、男子生徒で49.7%、女子生徒で55.7%となり、一般県民向け調査における未婚者や全体の回答割合に比べ高くなっています。調査対象の違いにより、

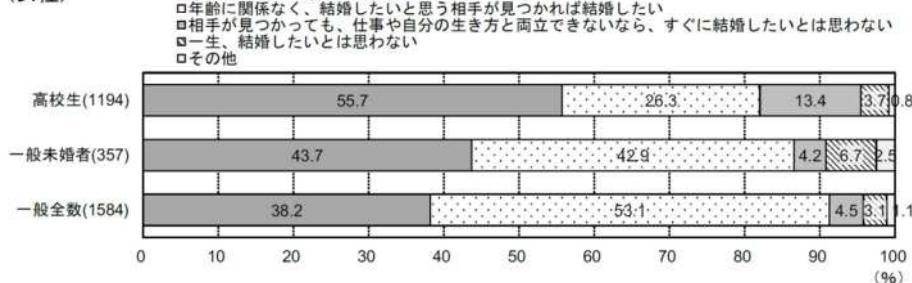
意識の違いが生じています。

■高校生における結婚意欲(岡山県)

(男性)



(女性)

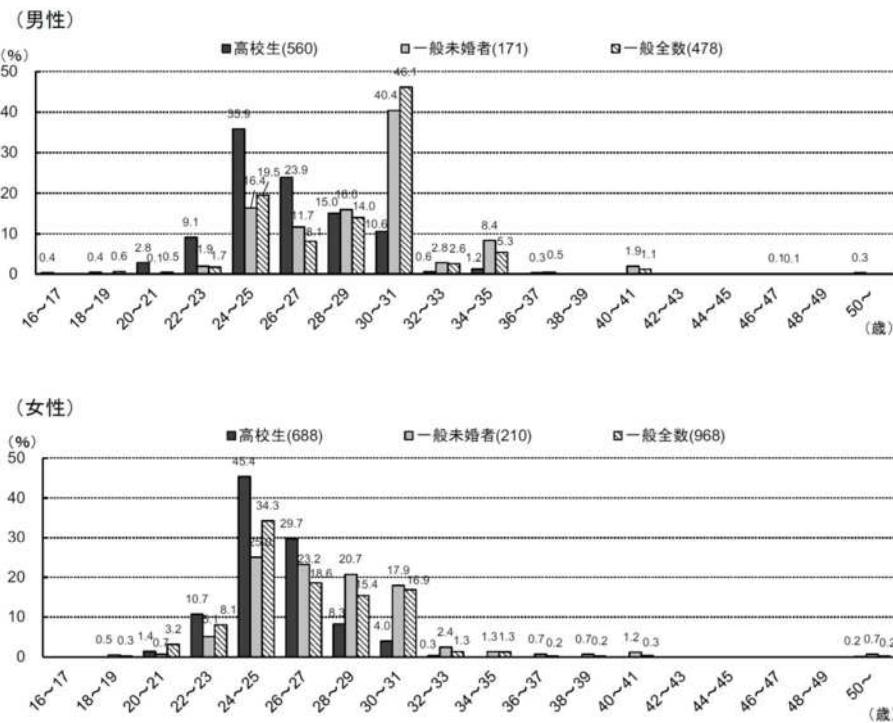


- (注) 1. それぞれ、県民局別の県立高校生数(二年生・三年生)、20~49歳未婚者人口、20~49歳人口によるウエイトパック集計である
2. 「相手が見つかっても、仕事や自分の生き方と両立できないなら、すぐに結婚したいとは思わない」は、一般調査では「相手が見つかっても、当分結婚するつもりはない(なかった)」と表現されている

資料：岡山県「県民意識調査(2018調査)」

さらに、高校生における理想の結婚年齢の平均についても、男子生徒で26.1歳、女子生徒で25.6歳となりました。一方、一般県民における理想の結婚年齢の平均は、男性で28.9歳、女性で26.5歳となっており、高校生の理想の結婚年齢は、一般県民よりも男性で約3歳、女性で約1歳、若くなっています。

■理想の結婚年齢(岡山県)



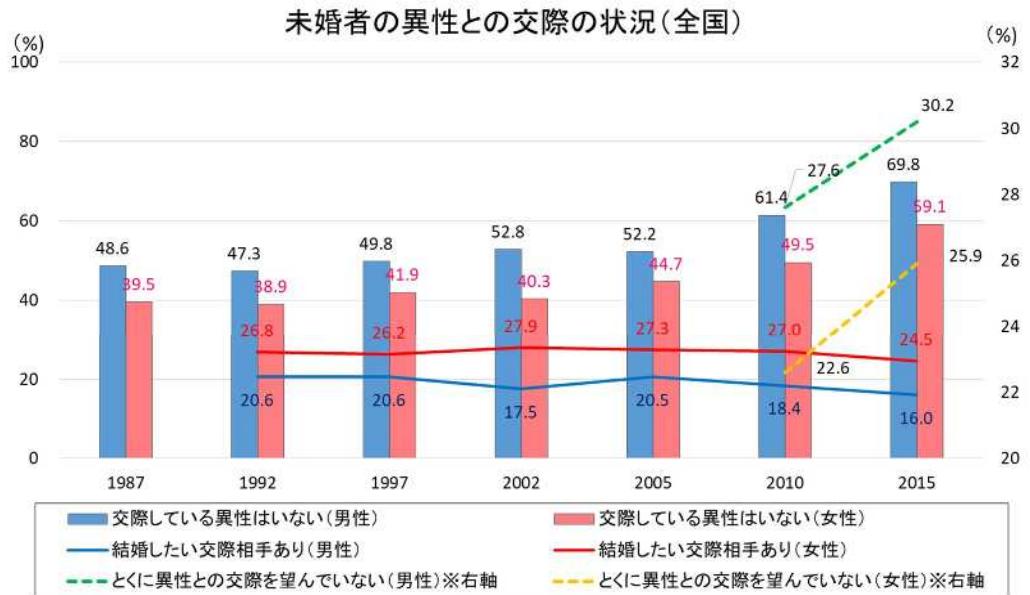
(注) それぞれ、県民局別の県立高校生数（二年生・三年生）、20~49歳未婚者人口、20~49歳人口によるウエイトバック集計である

資料：岡山県「県民意識調査(2018調査)」

(4)異性との交際状況

同じく社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査（2015（平成27）年調査）」では、18歳～34歳の未婚者のうち「交際している異性はいない」と回答した割合は男性69.8%（前回2010（平成22）年調査61.4%）、女性59.1%（同49.5%）といずれも上昇傾向となっています。

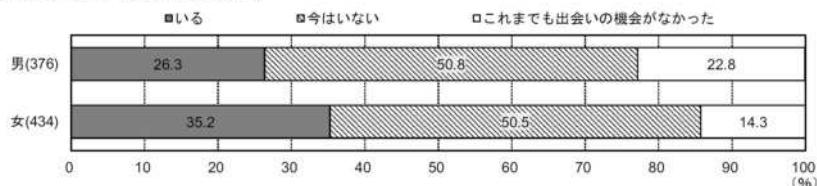
また、交際相手をもたず、かつ交際を望んでいない未婚者は、男性では全体の30.2%（前回27.6%）、女性では25.9%（同22.6%）を占め、同様に増加しています。一方、結婚したい交際相手のいる割合は、男性16.0%（前回18.4%）、女性24.5%（同27.0%）でした。



資料：社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」

本県が行った県民意識調査では、20～49歳の未婚の男女のうち、異性の交際相手がない（「今はいない」と「これまでにも出会いの機会がなかった」を合わせたもの）と答えた人が男性で73.6%、女性で64.8%でした。

■交際状況(岡山県・未婚者)



(注) 県民局別男女未婚者人口(20～49歳)によるウエイトパック集計である

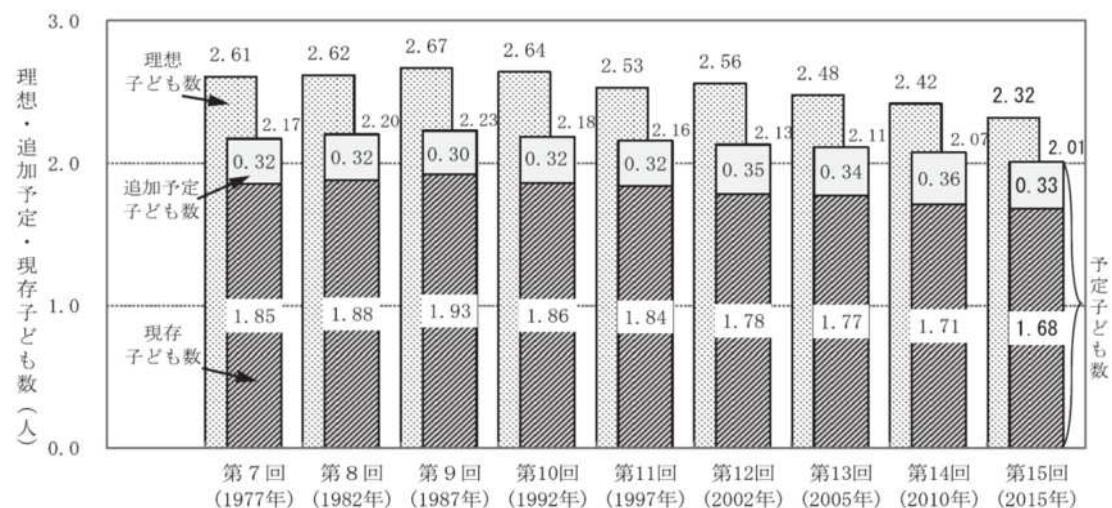
資料：岡山県「県民意識調査(2018調査)」

(5)出産に関する意識

社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査(2015(平成27)年調査)」によると、夫婦にたずねた理想的な子どもの数(平均理想子ども数)は、前回調査の2.42人(2010年)から引き続き低下し、調査開始以降最も低い2.32人となっています。

また、夫婦が実際に持つつもりの子どもの数(平均予定子ども数)も、人口置換水準といわれる2.07を下回り、2.01人となっています。

■平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移（全国）



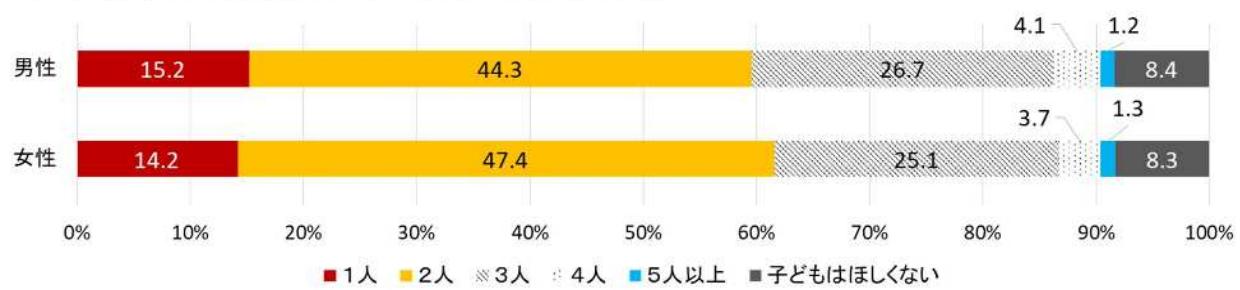
資料：社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」

本県が行った県民意識調査でも、平均理想子ども数は男性で2.30人、女性で2.39人に対し、平均予定子ども数は男性で2.06人、女性で2.06人であり、全国と同様に理想どおりの子どもを持つことができていない状況となっています。

■理想子ども数(男性:2.30人、女性:2.39人)



■予定子ども数(男性:2.06人、女性:2.06人)



資料：岡山県「県民意識調査(2018調査)」

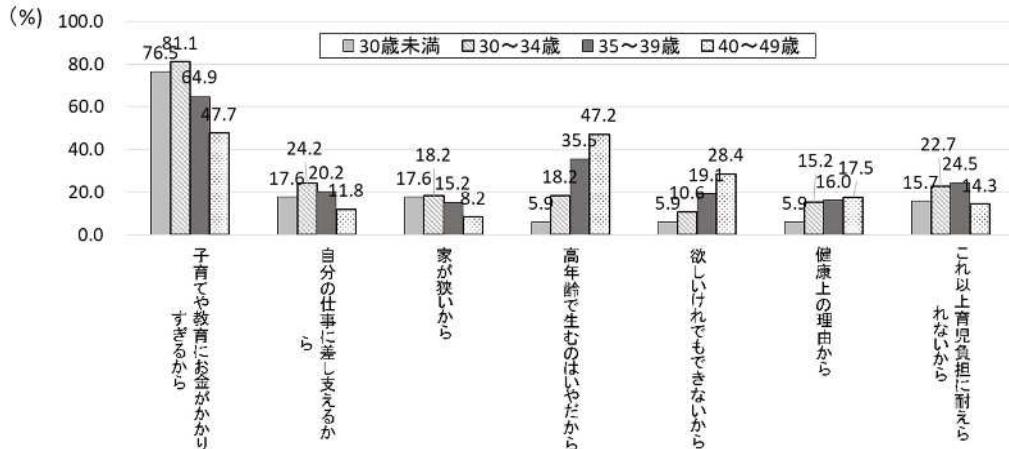
(6)理想とする子どもの数を持たない理由

社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査（2015（平成27）年調査）」では、予定子ど�数が理想子ど�数を下回る理由として最も多いのは「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」でした。とりわけ30歳未満での若い世代ではこうした経済的理由を選択する割合が高く、一方、30歳代以上では、「欲しいけれどもできないから」などの年齢・身

体的理由の選択率が高くなっています。

また、30歳代では「これ以上、育児の心理的・肉体的負担に耐えられないから」という回答が他の年齢層に比べて多くなっていました。

■理想子ども数を持たない理由(全国、妻の年齢別)

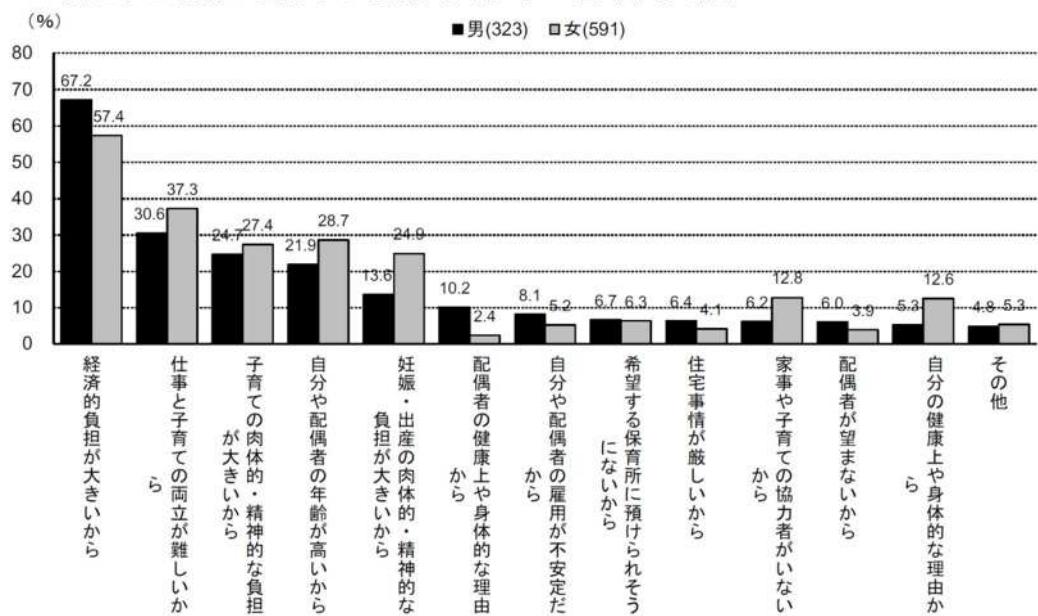


資料：社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」

県民意識調査でも、理想子ども数より予定子ども数が少ない理由として、「経済的負担が大きいから」が男性で67.2%、女性で57.4%と最も多く、「仕事と子育ての両立が難しいから」が男性で30.6%、女性で37.3%、「子育てに対する心理的・肉体的負担が重いから」が男性で24.7%、女性で27.4%となっております。

子育て費用の負担感の大きさや親の精神的負担感（ストレス）などとともに、就労と子育ての両立の難しさが、子どもを持つ希望の実現を妨げる要因の一つとなっていることが伺えます。

■予定子ども数が理想子ども数よりも少ない理由(岡山県)

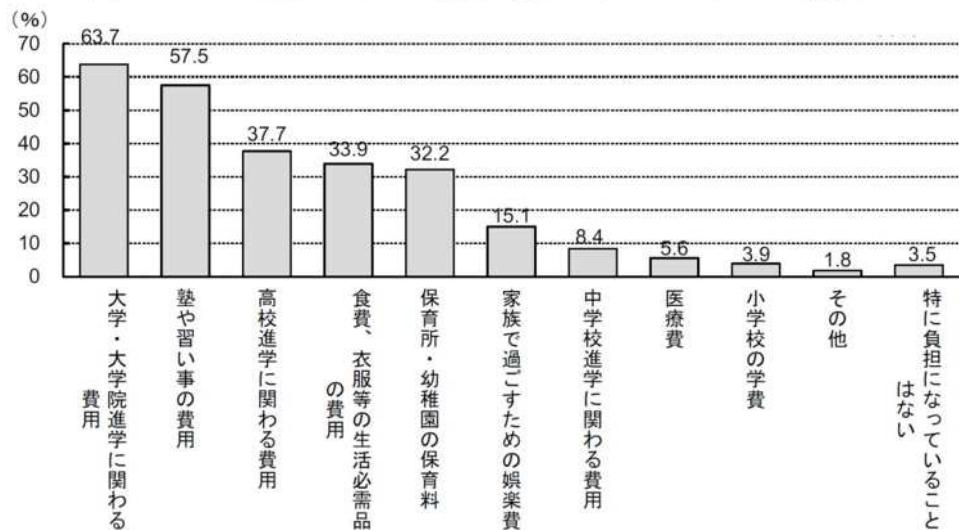


(注) 県民局別男女人口(20~49歳)によるウエイトパック集計である

資料：岡山県「県民意識調査(2018調査)」

さらに、子育て世帯における、家計の負担についての項目では、「大学・大学院進学に関する費用」が63.7%、「塾や習い事の費用」が57.5%に上り、他の選択肢と比べ20ポイント以上の差が生じています。

■子育てにおいて家計の負担になっていること(岡山県)



(注) 1. 県民局別の「最年少の子どもが9歳までの世帯数」によるウエイトバック集計である

2. 子どもが成長した将来の予想を含む

資料：岡山県「県民意識調査(2018調査)」

予定子ど�数が理想を下回る場合、理想を3人以上としている夫婦では理想を実現できない理由として「お金がかかりすぎる」「家が狭い」といった経済的理由を挙げる割合が多く、理想が2人以下の場合には、「高齢だから」「欲しいけれどもできないから」などの年齢・身体的理由が多く挙げられています。

■理想・予定子ど�数の組み合わせ別にみた、理想の子ど�数を持たない理由(全国)

下回る組み合わせをさせた回数	予定子ど�数が内理訳を下回る夫婦の数(客体数)	(複数回答)									
		理想の子ど�数を持たない理由									
		経済的理由			年齢・身体的理由			育児負担		夫に関する理由	
理想1人以上予定0人	6.1 % (77)	か金子らが育てや自家からが育てかるから	えや自家からが育てかるから	家が狭いから	い高や年齢だかでら生むのは	き欲ないから	健康上の理由から	か担心これらに理れられどもで	こらに理れられどもで	いの夫の力が事得られ育児なへ	人定一し年番で職子が成の
理想2人以上予定1人	39.2 (491)	か育てかるから	えや自家からが育てかるから	家が狭いから	い高や年齢だかでら生むのは	き欲ないから	健康上の理由から	か担心これらに理れられどもで	こらに理れられどもで	いの夫の力が事得られ育児なへ	人定一し年番で職子が成の
理想3人以上予定2人以上	54.7 (685)	か育てかるから	えや自家からが育てかるから	家が狭いから	い高や年齢だかでら生むのは	き欲ないから	健康上の理由から	か担心これらに理れられどもで	こらに理れられどもで	いの夫の力が事得られ育児なへ	人定一し年番で職子が成の
総 数	100.0 % (1,253)	か育てかるから	えや自家からが育てかるから	家が狭いから	い高や年齢だかでら生むのは	き欲ないから	健康上の理由から	か担心これらに理れられどもで	こらに理れられどもで	いの夫の力が事得られ育児なへ	人定一し年番で職子が成の

資料：社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」

3 子どもを取り巻く環境の変化

核家族化の進展、共働き家庭の増加、働き方の多様化など、子育てをめぐる環境が大きく変化する中、子育てしやすい社会の実現が求められています。2015（平成27）年度に、393人であった県内の待機児童数は、2017（平成29）年度に1,048人まで増加したものの、保育の受け皿整備を進めることにより、2019（平成31）年度には、580人にまで減少しました。2019年10月に開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、保育需要の増大も見込まれることから、引き続き、待機児童の解消に取り組むとともに、子育て家庭における様々なニーズへ対応するなど、一人ひとりの子どもの健やかな育ちの実現のため、子育て支援の充実を図ることが求められています。

また、経済的な困窮、いじめ、不登校、ひきこもり、障害、虐待など、子どもたちが抱える問題は非常に多岐にわたるものとなっています。子どもの虐待については、児童相談所への相談対応件数が増加傾向にあり、全国的には重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど、深刻な社会問題となっています。2017年に実施した「岡山県子どもの生活実態調査」では、所得が少ない世帯や、その子どもの実態として、子どもへの大人の関与が少ないとこと、生活リズムの乱れ、孤食、学習習慣が定着しないことによる学力不足などが明らかとなりました。生まれ育った環境などによって、子どもの現在及び将来が左右されることのないよう、個々の状況に応じたきめ細かな支援が求められています。

4 国の少子化対策・子育て支援

（1）新たな少子化社会対策大綱

2015（平成27）年3月に新たな「少子化社会対策大綱」が閣議決定されました。新たな大綱では、子育て支援重視であった少子化対策の枠組みを超えて、新たに結婚の支援を加え、子育て支援策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化の5つの重点課題を設けています。

（2）ニッポン一億総活躍プラン

2016（平成28）年5月、内閣総理大臣を議長とする「一億総活躍国民会議」において、「ニッポン一億総活躍プラン」が取りまとめられ、同年6月に閣議決定されました。同プランにおいては、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進等を掲げ、2016年度～2025（令和7）年度の10年間のロードマップを示しています。

（3）新・放課後子ども総合プラン

2014（平成26）年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること

等を内容とした、新たな放課後児童対策のプランを、2018（平成30）年9月に文部科学省と厚生労働省が共同で策定しました。

2019年度から5年間を対象とする同プランでは、放課後児童クラブについて、2021（令和3）年度末までに約25万人分を整備し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023（令和5）年度末までに計約30万人分の受け皿を整備することなどを目指しています。

（4）幼児教育・保育の無償化

政府は2017（平成29）年12月、「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定しました。このうち、「人づくり革命」については、無限の可能性を持つ子どもたちのため、これまで段階的に実施してきた幼児教育無償化を一気に進めるとともに、真に必要な子どもたちに対する高等教育の無償化を実施すること等を盛り込んでおり、希望出生率1.8等の実現を目指すこととしています。2018（平成30）年6月には「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、幼児教育、高等教育の無償化の対象範囲等について整理され、同年12月には「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」において、それぞれの制度設計の詳細が示されました。

その後、2019（平成31、令和元）年通常国会において、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が可決・成立したことから、2019（令和元）年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されることとなりました。

幼児教育・保育の無償化のポイント

幼稚園、保育所、認定 こども園等	3～5歳	原則として利用料を無償化
	0～2歳	住民税非課税世帯を対象として無償化

5 岡山県の少子化対策・子育て支援

（1）少子化対策

2015（平成27）年に策定した「岡山いきいき子どもプラン2015」では、「結婚、妊娠、出産の希望がかなう環境づくり」を新たな柱の一つに加え、結婚を希望する方に出会いの場を提供するなど、結婚をサポートする体制の充実等を盛り込みました。

また、2017（平成29）年に策定した県の総合的な計画である「新晴れの国おかやま生き活きプラン」では、新たに「結婚・妊娠・出産応援プログラム」を設け、出会い、結婚、妊娠・出産へのさらなる支援に取り組むことを掲げています。

こうした中、県では、2015年8月に、結婚を希望する若者を支援する拠点として、「おかやま出会い・結婚サポートセンター」を岡山市内に設置しました。2017年5月には、同センターにおいて、結婚希望者に対し、1対1の出会いの機会を提供する結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」の運用を開始しています。

（2）子育て支援

2017（平成29）年に策定した「新晴れの国おかやま生き活きプラン」では、前プランに

引き続き「子育て支援充実プログラム」を設け、誰もが安心して子育てできる環境の充実を図ることとしています。

子ども・子育て支援新制度に基づき、保育の実施主体である市町村を支援するとともに、第3子以降の3歳未満児を対象とする保育料無償化や、市町村域を越えた病児保育施設の相互利用の推進など、市町村と連携を図りながら子育て環境の整備を進めてきました。

また、深刻化する保育士不足に対応するため、2017年5月に「保育士・保育所支援センター」を開設し、潜在保育士の掘り起こしと就業支援を推進するとともに、保育士等からの相談対応や離職防止研修会等など、現任保育士の離職防止に取り組んでいます。

○幼稚園・認定こども園（1号認定児）の整備・利用状況

区分	公私の別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
施設数(か所)	公立	276	271	271	266	256
	私立	36	42	47	58	71
	計	312	313	318	324	327
定員数(人)	公立	29,363	28,698	26,487	25,297	23,588
	私立	7,599	7,566	7,774	8,101	8,077
	計	36,962	36,264	34,261	33,398	31,665
入所児童数(人)	公立	12,981	12,726	11,960	11,199	10,437
	私立	5,786	5,868	6,041	6,198	6,320
	計	18,767	18,594	18,001	17,397	16,757

(注) 1. 施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園の数値を含む

2. 認定こども園の施設数については、「保育所・認定こども園（1号認定児）の整備・利用状況」と「幼稚園・

認定こども園（2・3号認定児）の整備・利用状況」の両方に計上している

○保育所・認定こども園（2・3号認定児）の整備・利用状況

区分	公私の別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
施設数(か所)	公立	202	201	201	199	196
	私立	217	223	231	238	252
	計	419	424	432	437	448
定員数(人)	公立	17,526	17,548	17,716	18,088	18,157
	私立	25,013	25,649	26,462	27,320	28,513
	計	42,539	43,197	44,178	45,408	46,670
入所児童数(人)	公立	15,872	15,938	16,300	16,358	16,115
	私立	25,600	26,195	26,948	27,506	28,433
	計	41,472	42,133	43,248	43,864	44,548

第3章 計画の概要

1 基本理念

子どもは県民の宝物として社会全体で子育てを支援し、子どもの健やかな成長と子育ての喜びを、全ての県民が共感するための基本理念を設定します。

— すべての子どもが「おかやまに生まれ、育ち、本当に良かった」と
思える未来に向けて —

2 基本的考え方

無限の可能性を秘めた子どもたちが、将来に夢を描くことができる社会を実現することは、県政にとっての重要な責務です。

保護者が子育てについての第一義的責任を有するということを基本的認識としつつ、子どもの幸せの視点に立って、次代を担うすべての子どもたちが、その最善の利益を確保されながら、心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりを推進します。

また、子どもは社会が育てるとの認識のもと、岡山県の恵まれた自然環境や医療・教育環境等を最大限活用し、子育て家庭を中心として、行政はもとより、地域、企業、学校、ボランティアやN P O等、地域の様々な担い手が主役となって密接に協働しながら少子化対策・子育て支援に取り組むことにより、県民誰もが子どもたちの成長を喜び合える社会環境づくりを目指します。

3 体 系

I 結婚、妊娠、出産の希望がかなう環境の整備

1 若者のライフデザイン構築支援

- (1) 次代の親の育成
- (2) 若者の結婚に関する意識醸成
- (3) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及と情報提供
- (4) 若者の就職支援

2 若者の結婚の希望をかなえる環境の整備

- (1) 多様な出会いの機会の提供
- (2) 結婚をサポートする体制の充実
- (3) 結婚・子育てに関する社会全体の気運の醸成

3 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進

- (1) 満足度の高い妊娠・出産・育児への支援
- (2) 妊産婦の健康や親子を見守りはぐくむ支援
- (3) 子どもの健やかな育ちと思春期からの健康づくりの支援

II 乳幼児期における教育・保育の充実

1 社会全体で子育てをする気運の醸成

- (1) 社会全体で子育てをする気運の醸成
- (2) 地域の教育力の向上

2 乳児期の保育、幼児期の教育・保育の充実等

- (1) 子ども・子育て支援新制度の推進等
- (2) きめ細かな保育の充実
- (3) 待機児童解消に向けた取組の推進
- (4) 保育人材の確保と資質向上
- (5) 就学前教育の質の向上
- (6) 岡山県子ども・子育て支援事業支援計画の推進

3 地域ぐるみの子育て支援の推進

- (1) 子育て支援ネットワークの充実
- (2) ふれあいの拠点づくり
- (3) 地域における人材の養成・確保
- (4) 経済的支援の推進

III 子どもと若者の成長を支援する環境の充実

1 学校教育の推進と家庭の教育力の向上

- (1) 学校教育の推進
- (2) 家庭の教育力の向上

2 放課後の居場所づくり

- (1) 放課後児童クラブの充実
- (2) 放課後児童支援員等の確保・育成
- (3) 新・放課後子ども総合プランの推進

3 地域・世代間交流の促進等

- (1) 地域・世代間交流の促進
- (2) 社会参加活動への支援

IV きめ細かなサポートが必要な子どもや家庭への支援

1 社会的養育体制の充実

- (1) 子どもの権利擁護の推進
- (2) 市町村の体制強化に向けた支援
- (3) 里親、養子縁組等の積極的な推進
- (4) 施設の小規模化、地域分散化、多機能化等による専門機能強化
- (5) 自立支援の充実
- (6) 児童相談所の体制強化

2 子ども虐待防止対策の充実

- (1) すべての子どもが安心して暮らせる環境づくり
- (2) 子どもへの虐待の予防
- (3) 子どもへの虐待の早期発見・早期対応
- (4) 虐待を受けた子どもと家族への援助・指導及び支援
- (5) 子ども虐待による死亡事例等の重大事例の検証

3 障害や困難を有する子ども・若者への施策の充実

- (1) 障害のある子どもの支援
- (2) 発達障害のある子どもの支援
- (3) 困難を有する子どもや若者の支援

4 ひとり親家庭の自立支援

- (1) 相談機能の強化
- (2) 子育て・生活支援の強化
- (3) 経済的自立の支援
- (4) 就業支援の強化

5 子どもの貧困対策の推進

- (1) 教育の支援
- (2) 生活の支援
- (3) 保護者に対する就労の支援
- (4) 経済的支援

V ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進

1 子育てと仕事が両立できる環境の整備（ワーク・ライフ・バランス）

- (1) 企業の意識改革への取組
- (2) 出産・子育てがしやすい職場環境の整備
- (3) 男女共同参画による子育ての推進
- (4) 就労支援

2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保

- (1) 周産期・小児医療体制の整備
- (2) 小児慢性特定疾病の医療の推進
- (3) 感染症対策の推進
- (4) 病児保育の充実

3 安心して生み育てられる住生活の確保と子育て相談体制

- (1) 子育て世帯が安心して生み育てられる住生活の確保
- (2) 子育て支援情報の提供や相談体制の充実

4 安全・安心な子育て環境の整備

- (1) 食の安全・安心の確保、食育の推進
- (2) 安全な遊び場の整備
- (3) 安全な生活環境の整備
- (4) 安心な社会環境づくり

4 基本目標及び主要指標

(1) 基本目標の設定

「岡山いきいき子どもプラン 2015」では、結婚、出産は個人の考え方や価値観に関する問題であり、個人の自由な選択によるものであることを大前提とした上で、県民が望む理想の子ども数を実現する希望出生率の達成を目指の一つとして掲げ、2013(平成 25)年度に実施した県民意識調査のデータに基づき、その目標値を 2025 年までに 1.72 としました。

新たなプランの策定にあたり、2018 (平成 30) 年度に県民意識調査を実施し、県民の希望出生率^(注1)を再計算したところ、その値は 2.05 となりました。希望出生率が、人口を維持できる水準であるとされる、合計特殊出生率 2.07 に近づいていることから、「岡山県人口ビジョン」(2015 (平成 27) 年 10 月策定)との整合^(注2)を鑑み、2040 年までに合計特殊出生率 2.07 を達成することを基本目標とします。

なお、国における「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(2014 (平成 26) 年 12 月閣議決定)においても、目指す将来の方向として、我が国の人口の推移と長期的な見通しについて、2040 年に合計特殊出生率 2.07 程度まで上昇した値を用いて推計しています。

(2) 主要指標の設定

「岡山いきいき子どもプラン 2020」では、主要な事業・施策に主要指標を設定して、進捗状況を点検・評価します。

^(注1) 希望出生率 = (有配偶者割合 × 夫婦の予定子ども数 + 独身者割合 × 独身者のうち結婚を希望する者の割合 × 独身者の希望子ども数) × 離死別等の影響

^(注2) 「岡山県人口ビジョン」では、目指すべき将来の方向（結婚・出産・子育てに関する希望実現等）を達成することで、2040年に合計特殊出生率2.07が期待できるとしている。

I 結婚、妊娠、出産の希望がかなう環境の整備

項目	現状	目標	担当課
20～34歳婚姻率	36.17 (H30)	38.0	子ども未来課
平均初婚年齢	30.2歳(夫) (H30) 27.7歳(妻) (H30)	現在より低下	子ども未来課
出生数に占める第3子以降の割合	18.8% (H30)	20%	子ども未来課
妊娠と年齢の関係について正しく知っている県民の割合	52.4% (H30)	70%	健康推進課
おかやま出会い・結婚サポートセンターが関わった成婚数	93組 (H31.3)	500組	子ども未来課
妊娠・出産に満足している者の割合	81.3% (H30)	85%	健康推進課

II 乳幼児期における教育・保育の充実

項目	現状	目標	担当課
ももっこカード(おかやま子育て家庭応援カード)の新規協賛店舗数	84店舗 (H30)	年100店舗	子ども未来課
子育てが楽しいと感じている(「いつも楽しい」、「楽しいと感じるときの方が多い」)人の割合*	65.6% (H30)	75%	子ども未来課
保育士・保育所支援センターが関わった保育所等への就職者数	87人 (H31.3)	520人	子ども未来課
ファミリー・サポート・センター実施市町村数(市町村間の相互利用を含む。)	21市町 (H31.3)	24市町村	子ども未来課
子育て支援員育成数(子育て支援員(地域型保育、一時預かり、地域子育て支援拠点で従事)研修修了者の数)	414人 (H31.3)	1,200人	子ども未来課

* 5年に1回実施する県民意識調査により把握するもの

III 子どもと若者の成長を支援する環境の充実

項目	現状	目標	担当課
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 小学校6年生 中学校3年生	65.9% (H30) 44.1% (H30)	71% 47%	義務教育課
公立高等学校(全日制)におけるインターンシップ参加生徒率	28.4% (H30)	34%	高校教育課
不読率(1ヶ月の読書数が0冊) 小学校 中学校 高等学校	5.9% (H27) 17.2% (H27) 29.9% (H27)	3.0% 8.6% 15.0%	生涯学習課
放課後児童クラブ実施か所数	583か所 (H30)	705か所	子ども未来課
放課後児童支援員等資質向上研修修了者数	476人 (H31.3)	1,400人	子ども未来課

IV きめ細かなサポートが必要な子どもや家庭への支援

項目	現状	目標	担当課
里親等への委託率	24% (H30)	40%	子ども家庭課
子ども家庭総合支援拠点設置市町村数	2市 (H31.3)	25市町村	子ども家庭課
自立援助ホーム設置か所数	4か所 (H30)	8か所	子ども家庭課
新たに開設された子どもの居場所の数	—	30か所	子ども家庭課
発達障害のある子どものための子育て支援プログラム導入市町村数（岡山市を除く）	13市町村 (H31.3)	17市町村	障害福祉課

V ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進

項目	現状	目標	担当課
おかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」認定数	—	150社	子ども未来課
平日に19時までに帰宅する父親の割合※1	43.0% (H30)	60%	子ども未来課
男性の育児休業取得率※2	5.4% (H30)	8%	男女共同参画 青少年課
6歳児で麻しん・風しんの予防接種を行っている割合	麻しん96.0% 風しん96.0% (H30)	95%以上	健康推進課
ももたろう交通安全クラブ設置率	68.1% (H30)	70%	くらし安全安心課
子ども110番セーフティコーン設置校数	257校 (H30)	300校	くらし安全安心課

※1 5年に1回実施する県民意識調査により把握するもの

※2 3年に1回実施する「仕事と家庭の両立支援に関する調査」により把握するもの

第4章 計画の内容

I 結婚、妊娠、出産の希望がかなう環境の整備

個人の自由な選択を尊重しながら、若い世代の出会い、結婚、妊娠・出産の希望がかなう、安心して子育てできるような環境づくりを目指します。

1 若者のライフデザイン構築支援

〈施策の方向〉

次代の親を育てるとの認識の下、子どもが豊かな人間性を形成し、将来自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。また、若い世代に妊娠・出産・不妊等についての正しい知識を身につけてもらうため、妊娠に関する普及啓発を行います。

〈重点施策〉

(1) 次代の親の育成

次代の親を育てるという認識の下、生命への畏敬の念、生命の継承の大切さ、価値観の多様性に配慮しながら、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの喜びや意義についての理解を深めることに関する教育・啓発について、中高生が乳幼児とふれあえる機会を提供するなど、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進します。

(2) 若者の結婚に関する意識醸成

若者が、結婚、出産、子育てなどのライフイベントを自律的に選択できるよう、少子化の要因とされる未婚化、晩婚化、晩産化の現状や、妊娠性と年齢の関係を認識してもらうとともに、結婚等に対するポジティブな意識醸成を図ります。

(3) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及と情報提供

妊娠のしやすさと年齢の関係や、若い世代からの健康づくりの必要性など、妊娠・出産についての正しい知識を身につけてもらえるよう、特に若い世代を中心に積極的に普及啓発します。

(4) 若者の就職支援

若者がいきいきと働くことができるよう、職業の意義についての基本的な理解・認識、夢や希望を実現しようとする意欲的な態度など、望ましい勤労観や職業観の育成に向け、学校、家庭、企業等が連携したキャリア教育を推進するとともに、職場体験活動、インターンシップ及び専門高校における職業教育の充実に向け、企業等に対して教育活動への積極的な協力や参画を促します。

また、若者が経済的に自立できるようにするために、職業能力開発を推進するとともに、「おかやま若者就職支援センター」において適職探しや就職後の職場定着のための支援を行い、正規雇用としての就職・定着を進めるなどの就職支援に取り組みます。

2 若者の結婚の希望をかなえる環境の整備

〈施策の方向〉

結婚は、個人の生き方や価値観に基づいて選択されるものであることはいうまでもありませんが、一方で、希望しても結婚できない若者が増加しており、その要因として、男女の出会いの機会の減少をはじめ、恋愛や結婚に関する周囲からのアドバイス機能の低下、さらには異性との交際自体への苦手意識や結婚生活に向けての所得の不安感などが要因として示唆されています。

そのため、本県が平成27年度に設置した結婚支援の拠点である「おかやま出会い・結婚サポートセンター」を中心に、市町村や民間団体とも連携しながら、結婚を希望する方に多様な出会いの機会を提供するとともに、結婚を総合的に支援する体制を充実するなど、県全体で若者の結婚を支援します。

〈重点施策〉

(1) 多様な出会いの機会の提供

会員制の結婚支援システム「おかやま縁むすびネット^(注)」を活用し、出会いの機会の提供をするとともに、県や市町村、企業など多様な主体により、交際に向けたスキルアップセミナーや出会いのきっかけとなる交流会など結婚に結びつく出会いの機会を提供します。また、「おかやま縁むすびネット」の若者への認知度向上を図り、さらなる登録数の増加によるマッチング機会の増加に努めます。

(2) 結婚をサポートする体制の充実

① 結婚支援ボランティア「結びすと」の担い手強化

「おかやま縁むすびネット」での出会いの場に立ち会う方を結婚支援ボランティア「結びすと」として登録、育成することで、結婚希望者のフォローを行います。

② 結婚相談の実施

結婚希望者を総合的にサポートする「おかやま出会い・結婚サポートセンター」において、結婚を希望する若者や家族からの相談に対応するとともに、相談機会の拡充を図ります。

③ 民間企業等との連携強化

出会いのための交流会等を企画、実施する民間企業、団体等を「出会いサポート」をして登録し、「おかやま縁むすびネット」のイベントシステムを活用して、交流会等の実施を促進します。

④ 市町村との連携強化

市町村等で実施する結婚支援事業について、県ホームページでの情報発信など、必要な支援を行います。

^(注) おかやま縁むすびネット：結婚を希望する若者に出会いの機会を提供するため、平成29年度に県が導入した会員制の結婚支援システム。登録会員の中から自分で会いたい相手を選んで申し込み、ボランティア「結びすと」がお引き合わせをフォローする「マッチングシステム」と、県や「出会いサポート」として登録した民間企業等が実施する婚活交流会等の情報をメールにて配信し、参加希望者からの申し込み受付や、抽選等を行う「イベントシステム」がある。

(3) 結婚・子育てに関する社会全体の気運の醸成

個人の自由な選択を尊重しつつ、結婚や出産、子育ての素晴らしさ等について考えるきっかけとなるイベントを実施するほか、各種広報媒体により積極的な普及啓発を行います。また、若い世代が地方で暮らし、安心して子育てできる社会の実現を目指して、「日本創生のための将来世代応援知事同盟」などを通じて国への提言を行うとともに、社会全体で将来世代を支える気運づくりを推進します。

3 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進

〈施策の方向〉

子どもの心と体を育み、親子が健やかに生活できることは、子どもがのびのび育ち、自尊心をもって、自分の個性や能力を最大限に發揮できるための大きな要素です。

本県では、充実した医療環境を活用し、母子保健と医療・福祉が一体となって子育て支援を進めると同時に、県と市町村が連携し、母子保健の体制整備に向けて独自の施策を展開していきます。

また、「子育て世代包括支援センター」など市町村の拠点を中心に、妊娠に気づいたときから相談・支援が受けられる体制の整備、子どもの健やかな育ちの促進や育児不安の軽減、また、虐待予防、思春期からの健康づくりなど、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。

〈重点施策〉

(1) 満足度の高い妊娠・出産・育児への支援

妊娠を考えた時から相談や支援が受けられ、多くの人の関わりの中で、主体的に妊娠・出産・育児に取り組むことができ、親が「育児は自分の成長につながる。親になってよかったです」という実感が持てるような支援を目指します。

① 妊娠・出産の希望をかなえるための支援

子育て世代包括支援センターなどでの母子健康手帳交付時等の十分な母子保健情報の提供、相談に応じられる人材の育成や、市町村による妊産婦健康診査の助成など母子保健サービスの周知に努めます。また、子育て世代包括支援センターなどで相談に応じられる人材の育成にも努めます。

② 希望するケアが必要な時に受けられる体制づくり

保健所、市町村等や「おかやま妊娠・出産サポートセンター」で妊娠、出産に関する不安や悩みに対する相談を行います。

また、親としての力が発揮できるよう、市町村が実施する産婦健康診査や産後ケアの周知を行うとともに、母親の産後の心身の変化について家族や県民の理解が深まるよう、広く啓発を行うなど、産後うつなどの予防や、心身に不調を感じている妊産婦へ、早期支援を行うとともに、育児不安の軽減につながる母子保健サービスの提供を目指します。

③ 不妊に関する支援

「不妊専門相談センター」等で不妊に関する医学的な相談や心の悩みの相談を受けるとともに、不妊治療に要する費用の一部を助成するなど経済的負担の軽減を図ります。

す。

④ 安全・安心な妊娠・出産・産褥期の支援

妊婦や家族への食生活や喫煙、飲酒、休養などに関する保健指導の充実とともに、産科、精神科、小児科などの医療機関と保健所、市町村の連携による妊産婦の支援を行います。

(2)妊産婦の健康や親子を見守りはぐくむ支援

周囲から孤立した中での妊娠・出産・育児とならないよう、関係機関が連携し、妊婦や親子を取りまく温かな環境づくりを目指します。

① 妊娠・出産・育児に配慮した環境づくり

母性健康管理カードの利用促進やマタニティマークの普及啓発に努め、社会全体で妊娠・出産を見守る環境づくりを目指します。

また、子どもの病気の対処方法についての知識の普及を行うなど、支援の充実を図ります。

② 多くの人と交流し、支援を受けながら育児ができる環境づくり

地域の育児に関する情報を積極的に提供するとともに、妊娠中から愛育委員など健康づくりボランティアと交流が図られるよう、愛育委員などの活動の充実を図ります。また、父親の育児参加の促進や、各市町村の子育て世代包括支援センターに関する情報提供を行い、妊娠・出産・育児への悩みを1人で抱え込まない環境づくりに努めます。

(3)子どもの健やかな育ちと思春期からの健康づくりの支援

親をはじめ、家族や周囲の人から大切な存在として認められて生まれ、成長し、子ども自身が「生まれてきてよかった」と感じられるような親子支援を行います。

また、豊かな人生を送るために、思春期から自分の命や健康、妊娠・出産などについて学べる環境づくりを進めます。

① 子どもの健やかな育ちを守るための支援

乳幼児全戸訪問や乳幼児健診、また健診未受診者への個別の働きかけなどにより、乳幼児期の子どもすべての成長の様子が見守られる支援の充実を図ります。

また、子どもの基本的な生活習慣や親子の関係性などに視点をおいた保健指導の充実を目指します。

② 健やかな成長を促す母子保健サービスの提供

保健所や市町村で行われている母子保健サービスが、多様な母子保健のニーズに対応したものとなるよう、母子保健事業の評価や研修会等により、乳幼児健康診査等のスクリーニング技術の向上や、保健指導の充実などに努めます。

先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査を実施し、疾病の早期発見、早期治療、早期療育の支援を行います。また、子どものむし歯予防効果の高いフッ化物の利用を普及します。

③ 子どもの心と体が成長できる機会の提供

親子が、地域の健康づくりボランティアなど多くの人と交流できる機会を増やすとともに、特に育児に負担を感じている親子が相談や交流ができる場の増加を目指します。

④ 若い世代が健康づくりについて学べる機会の提供

県、市町村教育委員会との連携により、中学校・高等学校等で健康づくりや妊娠・出産の正しい知識を学べる講座を開催したり、乳幼児とふれあう機会を提供します。

〈主要指標〉

項 目	現 状	目 標	担 当 課
20～34歳婚姻率	36.17 (H30)	38.0	子ども未来課
平均初婚年齢	30.2歳(夫) (H30) 27.7歳(妻) (H30)	現在より低下	子ども未来課
出生数に占める第3子以降の割合	18.8% (H30)	20%	子ども未来課
妊娠と年齢の関係について正しく知っている県民の割合	52.4% (H30)	70%	健康推進課
おかやま出会い・結婚サポートセンターが関わった成婚数	93組 (H31.3)	500組	子ども未来課
妊娠・出産に満足している者の割合	81.3% (H30)	85%	健康推進課

II 乳幼児期における教育・保育の充実

家庭だけでなく地域、学校、企業等、社会全体で子育てに関わり、その中で子どもが健やかに育つ地域・社会づくりを目指します。

1 社会全体で子育てをする気運の醸成

〈施策の方向〉

少子化は社会全体に大きな影響を与えると考えられることから、子どもは社会が育てるとの理念のもと、少子化のもたらす様々な影響や、子どもがいきいきと健やかに育ち子育てに夢がふくらむ環境づくりの推進について、様々な機会をとらえ広報・啓発に努めます。

また、子育てに対する社会的評価を高めることにより、地域社会の教育力を取り戻し、社会全体で子育てを支援します。

〈重点施策〉

(1) 社会全体で子育てをする気運の醸成

地域、学校、企業等、社会全体で子どもの健やかな成長を支援する社会を目指して、「ももっこカード」（おかやま子育て家庭応援カード）の広域利用を含めた普及啓発を実施するとともに、父親の育児参画や孫育てを促進するための体験型イベントの開催や、「岡山県子どもを健やかに生み育てるための環境づくり推進協議会」の構成団体など関係機関との連携・協働による社会全体の気運醸成、「おかやま子育て応援宣言企業」の登録促進や普及啓発等を通じ、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進します。

また、子どもや妊娠中の方をはじめ誰もが暮らしやすい、ユニバーサルデザイン^(注)に配慮した地域社会づくりや、すべての子どもが人格を持った一人の人間として尊重されるよう、様々な機会を通じて子どもの人権に関する啓発活動を推進します。

さらに、学校、市町村、ボランティア等関係機関・団体との連携を強化し、「地域の子どもは地域でまもり育てる」との意識の下、地域での青少年健全育成活動の取組を推進します。

(2) 地域の教育力の向上

近年の核家族化や、地域における人間関係の希薄化により、子どもを取り巻く地域の教育力の低下が指摘されています。

このため、子どもが幅広い人間性を身につけるよう、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、子どもを核として、地域の大人たちが様々な体験や交流活動の機会を提供する取組を推進します。

^(注) ユニバーサルデザイン：「ユニバーサル（すべての、普遍的な）」と「デザイン（計画、設計）」との複合語。「年齢、性別、能力、国籍など個人の特徴にかかわらず、はじめから、すべての人にとって安全・安心で、利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインする」という非常に幅広い意味で使われる概念。

2 乳児期の保育、幼児期の教育・保育の充実等

〈施策の方向〉

すべての子ども・子育て家庭を支援するため、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域における子ども・子育て支援の充実を図ります。

県民の多様な保育ニーズに対応するため、きめ細かな保育サービスの提供ができるよう市町村の支援を行うとともに、保育や子育てを支援する人材の確保と育成に取り組みます。

〈重点施策〉

(1) 子ども・子育て支援新制度^(注)の推進等

新制度の推進にあたっては、地域全体の子育て家庭のニーズを的確に把握し、これに対応した良質な教育・保育施設や子育て支援事業を総合的に提供できるよう、実施主体である市町村を、国とともに重層的に支援します。

また、利用者が適切な施設・事業等を円滑に利用できるよう新制度に関する情報提供に努めるとともに、幼児教育・保育の無償化に係る取組など、国と市町村と連携し、円滑な事業実施に努めます。

(2) きめ細かな保育の充実

地域の多様なニーズに対応するため、延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育等、きめ細かな保育サービスの提供が行われるよう市町村を支援するとともに、障害のある子ども等に対して適切な対応ができるよう、必要な支援を行います。

また、認可外保育施設に対する指導監督の強化を行い、保育の質の確保・向上に取り組みます。

(3) 待機児童解消に向けた取組の推進

市町村が行う認定こども園や保育所の施設整備への支援及び保育士の確保等による受入児童数の拡大を図るとともに、待機児童の多い1・2歳児の保育所等への受け入れを促進し、待機児童の解消に繋げます。

また、岡山県待機児童等対策協議会を設置し、市町村と連携を図りながら、保育所等利用待機児童の解消に向けた取組を推進します。

(4) 保育人材の確保と資質向上

保育士の待遇改善を進めるとともに、「県保育士・保育所支援センター」を核として、潜在保育士の掘り起こしと就業支援及び、現在働いている保育士の離職防止を推進し、保育士の確保に取り組みます。

また、保育士等の資質や専門性の向上を図るために、保育所等の職員に対する研修を実施するとともに、認可外保育施設の質の確保、向上を図るための研修を行います。

^(注) 子ども・子育て支援新制度：①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定こども園制度の改善、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（「地域子ども・子育て支援事業」）の充実等を柱として、平成27年4月からスタートした制度。

さらに、保育士や子育て支援員など子どもに携わる職員の研修の充実により、子どもの発達段階に応じた健康で豊かな人間性を育み、多様な保育ニーズへの対応や地域の子育て家庭への相談等にも応じることができる人材の養成・確保に努めます。

○特定教育・保育^(注1)及び特定地域型保育^(注2)を行う者の必要見込数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育教諭	2,155人	2,241人	2,326人	2,415人	2,564人
保育士	7,056人	6,866人	6,679人	6,479人	6,263人
幼稚園教諭 ^(※)	1,383人	1,349人	1,321人	1,291人	1,274人

※特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものも含む。

(5)就学前教育の質の向上

平成29年3月に「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が改訂されました。この改訂において、幼児期に育みたい資質・能力や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が共通して示されたことで、乳幼児期における教育及び保育の内容の一層の整合性が求められるようになりました。あわせて、子どもの発達を長期的な視点で捉え、子どもの育ちと学びの連続性を重視した小学校教育との円滑な接続を目指すこととされています。

そのため、「幼児教育センター」を拠点として関係機関等と連携を図りながら、教育、保育に携わる人材の資質向上に向けた研修の充実に取り組むとともに、市町村において作成された接続カリキュラムの実施・改善のための取組への支援を行うことで、生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前教育を充実させていきます。

また、保護者に対し、幼児教育の情報提供を図り、幼児期の育ちや子どもとの関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めていきます。

(6)岡山県子ども・子育て支援事業支援計画の推進

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の教育・保育の量的拡充と質的改善を図るため、今後、必要と見込まれる教育・保育の量とその提供体制の確保の内容、認定こども園の設置目標、教育・保育の推進に関する体制の確保などを定めます。

① 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

令和2年度から令和6年度までの教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下「確保方策」という。）を定めます。

(ア) 教育・保育の提供区域

幼児期の教育・保育の量の見込みとその確保方策を定める単位として教育・保育の提供区域（以下「県区域」という。）を設定します。

県区域は、市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」とい

^(注1) 特定教育・保育：市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」が行う教育・保育。（認定こども園、幼稚園、保育所）

^(注2) 特定地域型保育：市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」。（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）

う。)において定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町村における広域利用の実態も踏まえ、市町村を1つの単位として設定します。

(イ) 各年度における幼児期の教育・保育の量の見込みとその確保方策の設定

量の見込みとその確保方策については、県区域ごとに、市町村計画における数値を基本として、以下の区分ごとに定めます。

区 分		量の見込みの内容	確保方策の内容
1号認定児	満3歳以上で保育の必要性がない就学前子ども【教育を必要とする子ども】 (法第19条第1項第1号)	特定教育・保育施設 ^(注1) （認定こども園及び幼稚園に限る。）に係る必要利用定員総数 ※特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものも含む。	特定教育・保育施設及び幼稚園（特定教育・保育施設に該当するものを除く。）
2号認定児	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども【保育を必要とする子ども】 (法第19条第1項第2号)	特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）に係る必要利用定員総数 ※認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。	特定教育・保育施設
3号認定児	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども【保育を必要とする子ども】 (法第19条第1項第3号)	年齢区分ごとの特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）及び特定地域型保育事業所 ^(注2) （事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数の合計数 ※認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。	年齢区分ごとの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）

○幼児期の教育・保育の量の見込みとその確保方策

【県計】

(注1) 特定教育・保育施設：市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」。
(認定こども園、幼稚園、保育所)

※ 施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

(注2) 特定地域型保育事業所：市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が「地域型保育事業」（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）を行う事業所。

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度							
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号					
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳																
①量の見込み	必要利用定員総数	18,122	27,416	4,491	19,174	17,676	26,749	4,469	19,312	17,301	26,194	4,473	19,309	16,918	25,716	4,475	19,192	16,694	25,441	4,470	19,119
②確保方策	特定教育・保育施設	21,512	29,242	4,011	15,227	21,275	29,579	4,101	15,625	20,790	29,911	4,064	16,238	20,566	29,700	3,987	16,513	19,749	29,635	3,927	16,649
	確認を受けない幼稚園	3,110			3,110			3,110			3,110			3,110			3,110				
	地域型保育事業			478	1,325			484	1,461			530	1,535			536	1,621			542	1,727
	認可外保育施設		416	77	424		416	77	404		416	77	404		416	77	404		416	77	404
	企業主導型保育施設		492	263	771		492	273	791		492	273	791		492	273	791		507	278	801
	計	24,622	30,150	4,829	17,747	24,385	30,487	4,935	18,281	23,900	30,819	4,944	18,968	23,676	30,608	4,873	19,329	22,859	30,558	4,824	19,581
②-①		6,500	2,734	338	▲1,427	6,709	3,738	466	▲1,031	6,599	4,625	471	▲341	6,758	4,892	398	137	6,165	5,117	354	462

※ 2号認定児のうち、「幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの」については、1号で集計。

※ 認可外保育施設には、市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設を計上。

【県区域】

※県区域ごとの量の見込みと確保方策は p. 59-p. 68 に記載

② 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、必要に応じて、認定こども園への移行を促進しつつ、地域における教育・保育の利用状況と利用希望に沿って教育・保育施設の利用が可能となるよう以下について定めます。

(ア) 目標設置数、設置時期

市町村において、施設の移行希望も踏まえて教育・保育の供給体制の確保の内容を設定していることから、原則、市町村が必要と見込む認定こども園の設置数を県の目標設置数とします。

○県区域ごとの目標設置数等

区域名	設置済み数 (H31.4.1現在)	目標設置数				
		施設	施設	施設	施設	施設
岡山市	3 9	4 5	4 9	5 2	5 7	6 2
倉敷市	1 6	2 2	2 4	2 4	2 4	2 4
津山市	5	5	5	5	5	5
玉野市	6	6	6	6	6	6
笠岡市	2	4	4	5	6	1 1
井原市	0	0	0	0	0	0
総社市	2	2	2	2	2	2

高梁市	3	3	3	3	3	4
新見市	7	7	7	8	8	8
備前市	7	8	8	8	8	8
瀬戸内市	1	2	2	3	3	3
赤磐市	2	2	2	3	3	4
真庭市	1 1	1 1	1 1	1 1	1 2	1 2
美作市	1	1	3	3	3	3
浅口市	5	5	5	5	5	5
和気町	0	0	0	0	0	0
早島町	0	0	0	0	0	0
里庄町	0	0	0	0	0	0
矢掛町	0	1	1	1	1	1
新庄村	0	0	0	0	0	0
鏡野町	2	2	2	2	2	2
勝央町	0	0	0	0	0	0
奈義町	0	0	0	0	1	1
西粟倉村	0	0	0	0	0	0
久米南町	0	0	0	0	0	0
美咲町	0	0	0	0	0	0
吉備中央町	2	2	2	3	3	3
県計 (27区域)	1 1 1	1 2 8	1 3 6	1 4 4	1 5 2	1 6 4
岡山市・ 倉敷市	5 5	6 7	7 3	7 6	8 1	8 6
岡山市・ 倉敷市以外	5 6	6 1	6 3	6 8	7 1	7 8

(イ) 認定こども園への移行に係る需給調整

子ども・子育て支援法に基づく基本指針第三の四の2により、認定こども園や保育所の認可・認定については、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に既に達しているか、又は、認可・認定によってこれを超えると認める場合には、認可等をしないことができるとされています。（需給調整）

ただし、幼稚園や保育所から認定こども園への移行の認可等の申請があった場合には、上記にかかわらず、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に、「県計画で定める数」（上乗せ数値）を加えた数に達するまでは認可・認定を行うこととされています。

○ 基本的な考え方

市町村において、施設の意向も踏まえ、既存施設から移行が必要な認定こども園については、教育・保育の供給体制の確保の内容に見込んでいることから、県は、市町村が認定こども園への移行を見込んでいるものについては、原則、認可・認定することとします。

○ 幼稚園からの移行に対する対応（2号・3号認定分の上乗せ）

新たな認定こども園の設置が、需給調整とならないよう数値を定めます。

県区域（岡山市及び倉敷市を除く。）ごとに「確保方策」が「量の見込み」を超える最大値を上乗せ数値として設定します。

○ 保育所からの移行に対する対応（1号認定分の上乗せ）

1号については大幅な余裕があることから、確保方策に計上されていないものは、すべて需給調整案件として、認可・認定の要否を個別に判断します。（1号認定の上乗せ数値は定めない。）

③ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴い創設された子育てのための施設等利用給付^(注)の円滑な実施には、県と市町村の情報共有など緊密な連携が不可欠であるため、きめ細やかな協力体制を構築するよう努めます。

④ 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の役割、提供の基本的な考え方等

すべての子どもたちの健やかな育ちを保障するためには、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を充分に提供できる環境が必要となることから、県では、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援について、更なる質・量の充実に努めます。

⑤ 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携

質の高い教育・保育を提供するためには、地域における事業者同士の密接な連携が必要であり、中でも認定こども園、幼稚園及び保育所については、地域の中核的な役割を担うことが求められています。

また、小規模保育事業等の地域型保育事業については、原則として満3歳未満の児童が対象となりますが、これらの子どもが満3歳以降も適切に質の高い教育・保育を受けるためには、認定こども園や保育所等が緊密かつ円滑に連携する必要があることから、県では、市町村に対し、これらの事業者に対する積極的な関与を促します。

⑥ 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携

認定こども園、幼稚園及び保育所で行われている幼児期の教育は、遊びを通して身体感覚を伴う多様な活動を経験することで豊かな感性を養い、生涯にわたる学習意欲や学習態度の基礎となる好奇心や探求心といった教育の基礎を培うものです。

遊びを中心とした幼児期の教育と、教科等の学習を中心として、社会において自立的に生きる基礎を培う小学校教育は、円滑に接続されることが求められます。

このため、認定こども園、保育所及び幼稚園が、それぞれの役割を果たすとともに、それらの施設と小学校との間で、就学前の子どもの実態や指導方法等について理解を深めつつ、広い視野に立って就学前の子どもの教育について、方向性を一つにし、相

^(注) 子育てのための施設等利用給付：「子どものための教育・保育給付」の対象外である、認可外保育施設・預かり保育事業などの施設・事業であって、市町村の確認を受けたものを、市町村の認定を受けた子どもが利用した際に要する費用を支給するもの。

互に連携、協力することが必要です。

3 地域ぐるみの子育て支援の推進

〈施策の方向〉

地域は、子どもにとって、社会性や自主性を培う重要な場であることから、様々な体験や活動を十分行うことができるような環境を整備するとともに、地域における人材の養成確保に努めるなど、家庭や子育ての問題を地域全体のものとしてとらえ、すべての子どもと子育て家庭を地域ぐるみで支援していきます。

〈重点施策〉

(1) 子育て支援ネットワークの充実

民生（児童）委員、主任児童委員、愛育委員、栄養委員、子ども会・スポーツ少年団、子育てに関するNPO等のボランティアや保健師等の専門職など地域の関係者が連携して地域全体で子育て支援ができる体制づくりを推進します。

また、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター^(注1)事業の充実に向けた市町村への支援のほか、子育て経験者である「子育てサポーター」や子育て支援ネットワーク、子育て中の親が気軽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動への支援等により、地域で子育て家庭を支援するネットワークづくりを図ります。

さらに、大学等が有する知的資源、人的資源やそのネットワーク、施設等を活用して行う特徴ある取組を「子育てカレッジ」に指定し、産・学・民・官の協働による地域ぐるみの子育て支援の取組を支援します。

(2) ふれあいの拠点づくり

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場である地域子育て支援拠点^(注2)の増加を図ります。

また、地域子育て支援拠点のネットワークづくりを進めるとともに、地域の様々な子育て支援関係者との連携や必要な人材の育成に努めます。

さらに、地域の幼稚園や保育所、児童館等において、子育てに関する講座や相談、高齢者や障害者とのふれあいなどを推進し、親と子の育ちの場の提供を進めます。

(3) 地域における人材の養成・確保

子育て支援ネットワークづくりや子育て支援組織育成等に必要な人材、また、「子育てサポーターリーダー」^(注3)など、地域で子育て中の親の相談相手となる人材等ボランテ

^(注1) ファミリー・サポート・センター：乳幼児や小学生の子どもを有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの相互援助活動を行う組織。

^(注2) 地域子育て支援拠点：子育て親子の交流の場の提供、子育て相談、地域の子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習等の事業を行う施設。既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携して、子育て全般に関する専門的な支援を行う施設や、常設のひろばを開設し、うち解けた雰囲気の中で相互に交流を図る場を提供する施設などがある。

^(注3) 子育てサポーターリーダー：子育てやしつけに悩む保護者の相談や支援活動を行っている「子育てサポーター」で、その資質向上を図る養成講座を受講し、各地域の子育てサポーターのリーダー的存在として活躍していただいている方。

ィアの養成や地域づくりを支援する専門職の養成・確保に努めます。

また、共働き家庭が増える中、孫育てに積極的な高齢者の力が必要とされています。こうしたことから、三世代同居あるいは近居など、子育てを応援する環境づくりを進めます。

また、地域の子育て支援機能の充実を図るため、支援の担い手となる人材の育成・確保を図ります。

(4) 経済的支援の推進

次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため児童手当を支給するとともに、幼児教育・保育の無償化に係る取組など、国と市町村と連携し、円滑な事業実施に努め、国制度では対象とならない3歳未満児の第3子以降の保育料の無償化又は軽減措置の拡大に取り組む市町村を支援し、子育て世帯の経済的な負担感の軽減を図ります。

子どもの健康の保持・増進を図り、健やかな成長を支援するため、子どもの医療費の負担を軽減します。

〈主要指標〉

項目	現状	目標	担当課
ももっこカード(おかやま子育て家庭応援カード)の新規協賛店舗数	84店舗(H30)	年100店舗	子ども未来課
子育てが楽しいと感じている(「いつも楽しい」、「楽しいと感じるときの方が多い」)人の割合*	65.6% (H30)	75%	子ども未来課
保育士・保育所支援センターが関わった保育所等への就職者数	87人 (H31.3)	520人	子ども未来課
ファミリー・サポート・センター実施市町村数(市町村間の相互利用を含む。)	21市町 (H31.3)	24市町村	子ども未来課
子育て支援員育成数(子育て支援員(地域型保育、一時預かり、地域子育て支援拠点で従事)研修修了者の数)	414人 (H31.3)	1,200人	子ども未来課

* 5年に1回実施する県民意識調査により把握するもの

III 子どもと若者の成長を支援する環境の充実

子どもと若者の成長を支援するため、学校教育の推進とともに、家庭の教育力を高めるための支援、放課後の児童の居場所づくりや、高齢者を含めた地域での交流活動を進めます。

1 学校教育の推進と家庭の教育力の向上

〈施策の方向〉

子どもの確かな学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成等に取り組み、子どもの生きる力を育成していきます。

また、核家族化、少子化の進行、近隣との人間関係の希薄化等に伴い、家庭や地域における子育て力の低下が懸念されていることから、家庭の教育力を高めるための支援を進め、社会全体の問題として、積極的に家庭における子育てを支援します。

〈重点施策〉

(1)学校教育の推進

① 確かな学力の向上

子どもたちの生活習慣や学習習慣等の改善、学習環境の整備、教員の指導力の向上を図るなど、学校力を高め、基礎学力の定着と才能のさらなる伸長を目指します。

② 豊かな心の育成

子どもたちの規範意識や人間関係構築力、自尊感情を高め、豊かな情操をはぐくむため、学校教育全体を通じて、さまざまな体験活動等と関連させた道徳教育の充実を図るとともに、あいさつ運動など学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。

また、いじめや暴力行為などの問題行動等への対策として、関係機関と連携した取組を進めるとともに、子どもたちの自主的・自発的な活動を充実させ、新たな問題行動等を生まない魅力ある学校づくりを推進します。

③ 健やかな体の育成

学校や地域社会と連携を図りながら、学校教育全体を通して健康教育を推進します。

また、子どもが進んで運動に親しむ機会の充実を図るとともに、子どもにとって望ましいスポーツ環境の構築に努めます。

④ グローバル人材の育成

グローバル化や情報通信技術の発展に伴い、国際競争が一層激化するなかで、日本人としてのアイデンティティを持ち、豊かな語学力・コミュニケーション能力等を有し、県内外の様々な分野で主体的に活躍するとともに、本県の持続的発展に貢献するグローバル人材の育成に向け、英語教育の充実や海外留学への支援、科学技術教育の推進などに取り組みます。

⑤ 学校・家庭・地域の連携・協働

地域学校協働活動の実施を通して、地域ぐるみで子どもを育てる体制整備に取り組み、学校・家庭・地域の相互連携を推進します。

また、地域の人材・企業・団体等を活用し、学校教育への支援を行うなど、地域との連携・協働を推進します。

⑥ 放課後の学習支援

学校や地域において、学習習慣の定着や学習支援の充実による基礎学力の確実な定着を図るため、放課後子ども教室や放課後児童クラブにおいて学習支援を実施します。

⑦ キャリア教育の推進

若者がいきいきと働くことができるよう、職業の意義についての基本的な理解・認識、夢や希望を実現しようとする意欲的な態度など、望ましい勤労観や職業観の育成に向け、学校、家庭、企業等が連携したキャリア教育を推進するとともに、職場体験活動、インターンシップ及び専門高校における職業教育の充実に向け、企業等に対して教育活動への積極的な協力や参画を促します。

⑧ 高校生等への修学支援

既に大半の世帯を対象として、授業料が無償化されている公立高等学校と同様に、私立高等学校についても、年収目安 590 万円未満の世帯を対象として授業料の実質無償化を行うとともに、授業料以外の施設整備費等の負担を軽減するため、県納付金減免補助金を支給します。

さらに、低所得世帯を対象に、教科書費、学用品費等の負担を軽減するため、奨学給付金を支給します。

(2) 家庭の教育力の向上

家庭教育は、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心の育成等すべての教育の出発点となる重要なものです。

育児不安や子どもへの虐待の背景として、子育ての孤立化や育児の悩みを訴える親の増加等多くの要因の中で、家庭教育支援の必要性も強く指摘されています。そのことを踏まえ、公民館等の社会教育施設での家庭教育に関する講座等をはじめ、乳幼児健診や入学説明会、就学時健康診断等の多くの保護者が集まる機会に、「親育ち応援学習プログラム」等を活用した家庭教育に関する参加型の学習機会や情報の提供を行い、子どもに対する躊躇や集団生活への動機づけ等、学校生活を見通した子育てについて、保護者自身の自主的な気づきを促したり、保護者同士の人間関係の構築を促進したりするよう努めます。

また、地域や学校と連携して「早寝早起き朝ごはん」等の規則正しい生活リズムを定着させる取組を促進するとともに、公共図書館や読書ボランティア等と連携し、家庭における絵本の読み聞かせ等、子どもの読書活動を推進します。

2 放課後の居場所づくり

〈施策の方向〉

放課後児童対策充実のニーズが高いことから、放課後児童クラブ^(注1)の運営に係る支援や、放課後児童支援員等に対する研修の実施等により、放課後児童クラブの充実に努め、「新・放課後子ども総合プラン^(注2)」に基づき、市町村が行う放課後児童クラブ及び

(注1) 放課後児童クラブ：昼間保護者がいない小学校に就学している児童が、指導員に見守られながら放課後を過ごす場所。児童館や学校の余裕教室などに設置されている。

(注2) 新・放課後子ども総合プラン：国が平成30年9月に策定。共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ（厚生労働省所管

放課後子ども教室^(注3)の計画的な整備・運営を行えるよう支援します。

〈重点施策〉

(1) 放課後児童クラブの充実

地域の実情に応じて児童館や学校の余裕教室等を積極的に活用するなど、放課後児童クラブの設置を促進するとともに、大規模なクラブについては、適正規模への分割を促進します。

また、市町村が実施又は助成する放課後児童クラブの運営に対して支援を行うとともに、放課後児童支援員の適切な配置を促進することなどにより、放課後児童クラブの質の向上を図ります。

さらに、障害のある子ども等を専門的に担当する障害児対応指導員の配置を促進するなど、必要な支援を行います。

(2) 放課後児童支援員等の確保・育成

放課後児童クラブに従事する職員等に対して、放課後児童支援員の認定資格研修や資質向上の研修を実施するとともに、放課後児童支援員の待遇改善を支援し、人材確保・育成に努めます。

(3) 新・放課後子ども総合プランの推進

「新・放課後子ども総合プラン」及び「岡山県新・放課後子ども総合プラン実施方針」に基づき、市町村が連携・一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備・運営を行えるよう、教育委員会及び保健福祉部の連携の下、推進委員会を設置するとともに、資質向上・情報交換を図るための合同研修を開催します。

3 地域・世代間交流の促進等

〈施策の方向〉

子どもを取り巻く環境の大きな変化の中、子どもたちはゆとりのない生活を送り、社会性の不足、規範意識の低下等の問題が指摘されています。また、自分なりの考えをもち、表現する力が十分育っていないともいわれています。

そこで、高齢者等を含めた地域での交流活動を進めるほか、若者の居場所づくりや社会参加の促進を通じて、子どもの生きる力を育成します。

〈重点施策〉

(1) 地域・世代間交流の促進

子どもが、地域や社会との関わりを通じて豊かな人間関係を形成し、文化や社会に対する関心を高め、自立した人間として成長できるよう、地域住民の力を積極的に活用し、地域と学校との連携・協働のもとに、乳幼児や高齢者・障害者との交流、自然が豊かな地域での自然体験、職業・育児・ボランティア等の多様な体験活動を通じての地域・世

) 及び放課後子ども教室（文部科学省所管）の計画的な整備を進めるとしている。

(注3) 放課後子ども教室：すべての児童を対象として、放課後や週末等に、地域住民の協力を得て多様な体験・活動プログラムを提供する事業。

代間交流の機会を提供します。

(2)社会参加活動への支援

地域のボランティア団体、青少年団体等と連携して、子どもたちがボランティア活動や自然体験、スポーツ活動の体験活動等を通して社会との関わりを学ぶことのできる継続的な活動の場を提供していきます。

また、家庭、学校、地域等が協働して、青少年の居場所づくりや社会参加を促進し、困難を抱える子どもの立ち直りを支援します。

〈主要指標〉

項目	現状	目標	担当課
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 小学校 6年生 中学校 3年生	65.9% (H30) 44.1% (H30)	71% 47%	義務教育課
公立高等学校(全日制)におけるインターンシップ参加生徒率	28.4% (H30)	34%	高校教育課
不読率(1ヶ月の読書数が0冊) 小学校 中学校 高等学校	5.9% (H27) 17.2% (H27) 29.9% (H27)	3.0% 8.6% 15.0%	生涯学習課
放課後児童クラブ実施か所数	583か所 (H30)	705か所	子ども未来課
放課後児童支援員等資質向上研修修了者数	476人 (H31.3)	1,400人	子ども未来課

IV きめ細かなサポートが必要な子どもや家庭への支援

社会的養護^(注)を必要とする子どもや専門的ケアが必要な障害のある子ども、発達障害のある子どもへの支援を行うとともに、ひとり親家庭の自立を支援するなど、きめ細かなサポートが必要な子どもや家庭への支援を行います。

1 社会的養育体制の充実

〈施策の方向〉

社会的養護を必要とする子どもを含む、すべての子どもの育ちを保障する観点から、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育体制の充実を図るとともに、家庭養育優先の理念のもと、実の親による養育が困難であれば、養子縁組や里親による養育を提供し、ケアニーズが高い場合は、施設による専門的ケアを行うなど、「岡山県社会的養育推進計画」に基づく取組を実施します。

〈重点施策〉

(1) 子どもの権利擁護の推進

一時保護所や施設、里親のもとで養育されることとなった子どもについて、それまで地域社会で構築してきた人間関係や地域環境に十分配慮し、支援の開始から終結まで子どもに伝わる方法で丁寧に説明を行い、子どもの最善の利益の確保を最優先にした適切な支援に努めます。

また、「子どもの権利ノート」等を活用して、子どもに対し、子ども自身の意見を表明する権利等の機会が保障されていることをわかりやすく伝えるとともに、弁護士等の第三者がそれを聴取し、岡山県社会福祉審議会へ答申するなどの方法により、意見を受け止める体制の構築を図ります。

さらに、市町村をはじめ、児童相談所、施設の職員や里親等を対象に、子どもの権利等に関する研修を行い、相談支援やケアの質の向上のための取組を推進します。

(2) 市町村の体制強化に向けた支援

地域のすべての子どもと家庭の相談に対応する、子ども支援の専門性を持った「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進するとともに、子ども家庭支援に携わる職員への研修を通じて、市町村の人材育成を支援するなど、市町村の体制強化を支援します。

(3) 里親、養子縁組等の積極的な推進

家庭的な環境のもとで子どもの愛着関係を形成しながら養育を行う里親委託を優先して検討できるよう、制度の普及啓発を図り、新規里親の開拓に取り組むとともに、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の実施も促進し、社会的養護を必要とする子ども全体に占める里親等への委託率を引き上げます。

また、研修、相談、里親同士の相互交流など、里親養育を支援する体制の充実を図ります。

^(注) 社会的養護：保護者がいない子どもや家庭において適切な養育を受けることができない子どもについて、公的責任で社会的に養育・保護すること。

(4) 施設の小規模化、地域分散化、多機能化等による専門機能強化

ケアニーズの高い子どもなど、施設で養育することが適当な場合においても、ケア単位の小規模化を図るとともに地域分散化を推進し、地域の実情に即した計画的な取組を行います。

また、心理療法、生活指導等を必要とする子どもや、地域での自立した生活が困難な親子への専門的なケアを行うため、児童養護施設等に里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置を促進するとともに、基幹的職員研修など、施設職員の専門性や支援技術の向上を図ります。

(5) 自立支援の充実

施設や里親のもとで育った子どもたちが、施設退所後も自立に向けて円滑にスタートが切れるよう、生活や就学、就労に関する相談に応じるとともに、生活費・家賃・資格取得に係る貸付けなどの支援を行います。

(6) 児童相談所の体制強化

① 児童福祉司の増員

子どもの最善の利益の実現を念頭に、子ども虐待発生時の迅速・的確な対応を確保するとともに、家庭養育の推進、市町村の相談支援体制の強化を図るため、子どもや親等への指導、市町村の支援等を行う児童福祉司を増員します。

② 児童心理司の増員

虐待等により心に傷を負った子どもへのカウンセリングや虐待を行った親への心理教育の充実等を図るため、心理に関する専門的な知識・技術に基づき支援を行う児童心理司を増員します。

③ 弁護士の配置

子どもの最善の利益を守ることを目的に、現在の配置に加えて、配置日以外の相談の円滑化を図るなど、より一層弁護士との連携を強化します。

④ 一時保護の機能強化

必要な一時保護に適切に対応するとともに、子どもの安全確保と子どもの権利擁護を両立できるよう機能を強化します。

⑤ 人材の確保と育成機会の充実

児童相談所へ福祉や心理等を学ぶ大学生の実習を積極的に受け入れる取組等を通じて、児童相談所職員の人材確保を行うとともに、「岡山県児童相談所職員人材育成基本方針」に基づき、専門性の向上に向けた、体系的な育成機会を充実させます。

○県の児童福祉司・児童心理司の増員計画

	令和元年度		令和4年度 必要数
	配置数	必要数	
児童福祉司	33人	32人	41人
里親養育支援児童福祉司	3人	一人	3人
市町村支援児童福祉司	0人	一人	1人
児童心理司	19人	16人	21人

2 子ども虐待防止対策の充実

〈施策の方向〉

子どもの虐待については、児童相談所の相談対応件数が年々増加傾向にあり、全国で重篤な事案が後を絶たないなど、深刻な社会問題となっています。

このため、「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づく行動計画を毎年策定し、すべての子どもの人権が尊重され、子どもの最善の利益を優先し、健やかな成長を支えることができるよう、地域全体で子どもを育む気運を醸成するとともに、虐待の予防、早期発見・早期支援、自立支援までの一貫した取組により、虐待の連鎖を断つことを目指します。

〈重点施策〉

(1)すべての子どもが安心して暮らせる環境づくり

「しつけ」と称する子どもへの暴力や子ども虐待と女性への暴力（DV）防止等の広報・啓発活動や「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づく行動計画等の公表を行い、子ども虐待防止に向けた県民の気運の醸成を図るとともに、子ども家庭支援に携わる関係機関の取組を周知します。

(2)子どもへの虐待の予防

市町村や保健所、おかやま妊娠・出産サポートセンター等において、妊娠・出産に関する不安や悩みに対する相談を行います。また、医療機関、市町村、保健所等が連携して支援を行う「妊娠期からの切れ目のない母子支援システム」の運用とともに妊娠の届出、健康診査、乳児全戸家庭訪問事業、養育支援訪問事業などあらゆる機会をとらえて、育児不安や育児負担の軽減となるような支援を行います。さらに、孤立した中での妊娠・出産・育児にならないよう、愛育委員などの健康づくりボランティア、民生委員・児童委員など地域の住民とも連携し、妊婦や親子を見守りはぐくむ地域づくりを行います。

(3)子どもへの虐待の早期発見・早期対応

パンフレットの配布、ホームページへの掲載等、あらゆる機会を捉えて、子育てに関する相談窓口や子ども虐待通告窓口の広報・啓発活動を行います。

(4)虐待を受けた子どもと家族への援助・指導及び支援

① 要保護児童対策地域協議会の機能強化

子どもを守る地域ネットワークである「要保護児童対策地域協議会」に配置されている要保護児童調整機関の担当者へ研修を行うとともに、市町村へ弁護士、精神科医、児童福祉司、児童心理司、保健師等の専門職を集中的に派遣するなど、機能強化を図り、ノウハウを共有します。

② 関係機関との役割分担や連携の推進

学校での適切な対応のための手引きや、子ども家庭支援に携わる職員の共通理解のための「市町村子ども虐待対応ガイドライン」や「『子どもが心配』チェックシート（岡山版）」、子どもが置かれている状況を的確に把握し、子どもや親が参画して実効性のある支援を展開するための「子どもの育ちのニーズシート」等のアセスメントツールを積極的に活用するとともに、必要性に応じて新たな開発を行い、市町村をはじめとする関係機関との役割分担や連携を推進します。

③ 親子関係再構築支援の充実

児童相談所は、子どもの育ちのニーズが適切に満たされ、子どもと家族の生活が地域で継続できるよう家族支援の充実を図るとともに、再び虐待が繰り返されないよう医学的知見や心理学的知見に基づく親への指導体制を整えます。

(5) 子ども虐待による死亡事例等の重大事例の検証

子ども虐待による重大事例（死亡等）が発生した場合については、事例を分析・検証し、明らかになった問題点・課題から具体的な再発防止のための策を講じます。

また、市町村が行う検証に対して、専門的な助言を行うなどの支援を行います。

3 障害や困難を有する子ども・若者への施策の充実

〈施策の方向〉

障害のある子どもへの施策については、地域の中で安心して快適に自立した日常生活を送ることができる共生社会の実現を目指して、子どもの障害の早期発見や適切な療育の充実に努めるとともに、特別支援学校や小学校・中学校・高等学校等における特別支援教育の充実と教育体制の整備に努めます。

また、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者について、関係機関が連携して支援を行うためのネットワークづくりを推進します。

〈重点施策〉

(1) 障害のある子どもの支援

ノーマライゼーション^(注)の理念に基づき、障害のある子どもの健全な発達を支援する観点から適切な医療及び医学的リハビリテーションを提供するとともに、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業などの実施により、子どもやその家族が継続的かつ適

^(注) ノーマライゼーション：障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活をおくることができるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

切な療育支援を受けられるよう、療育指導体制の充実を図ります。医療的ケア児については、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、保健・福祉・医療等の連携促進に努めるとともに、総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成を推進します。

また、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応するため、教職員の専門性の向上を図るとともに、就学前から卒業後までを見通した一貫した支援を行う体制づくりに努めるなど、特別支援教育の推進を図ります。

こうした取組を推進することにより、障害のある子どもが将来自立できるよう支援の充実に努めます。

(2) 発達障害のある子どもの支援

発達障害のある子どもについては、その特性に応じた適切な支援のため、市町村や保健所、児童相談所、医療機関、発達障害者支援センター等の関係機関連携のもと、総合的な相談やライフステージに応じた支援を行うとともに、学校においては、特別支援教育を推進し、発達障害を含めた障害のある子どもの支援に努め、関係機関との連携による支援体制の整備を進めます。

また、市町村に配置されている発達障害者支援コーディネーターの役割強化やスキルアップを図るなど、発達障害のある子どもを支援する市町村の取組をサポートするとともに、県民の正しい理解の促進を図ります。

(3) 困難を有する子どもや若者の支援

ニート、ひきこもり等の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもや若者について、青少年総合相談センターにおいて、相談しやすい体制を充実し、修学や就労に関する情報提供等を行います。また、国が設置する「おかやま地域若者サポートステーション」と連携しながら、職業的自立を支援します。

様々な機関の専門性を生かし、重層的、継続的な支援を行うためのネットワークづくりに取り組むとともに、市町村にも同様のネットワークづくりを働きかけます。

4 ひとり親家庭の自立支援

〈施策の方向〉

母子世帯については、正規の職員・従業員として働く人の割合が増加しており、収入も一定の改善が見られるものの、一般世帯と比較するとなお低い水準にあります。また、父子世帯では、子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家の支援の重要性が非常に高くなっています。

ひとり親家庭が安心して子育てと仕事を両立できるよう、生活や経済的自立の支援、就業支援を総合的に実施し、自立を支援するとともに、ひとり親家庭の子どもの健全育成を推進します。

〈重点施策〉

(1) 相談機能の強化

ひとり親家庭及び寡婦の相談に対応する母子・父子自立支援員等に対して、資質向上

のために効果的な研修を実施し、相談機能の強化を図るとともに、「ひとり親家庭支援センター」において、ひとり親の抱えている問題に対し、その解決に必要な助言や情報提供を行います。

(2) 子育て・生活支援の強化

ひとり親家庭等が安心して生活し、働きながら子育てができるようにするために、多様な保育サービスなどの子育て支援を活用してもらうとともに、ひとり親家庭が疾病などの理由により、生活援助や保育サービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣する事業や子どもの居場所づくりに取り組みます。

(3) 経済的自立の支援

児童扶養手当の支給、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭等医療費の助成等により、ひとり親家庭及び寡婦が自立できるよう、経済的支援を推進します。

また、離婚後の子どもの養育に不可欠なものとなる養育費が確実に確保されるよう、母親等が養育費の取決め等のため家庭裁判所等を訪れる場合の同行支援や、関係機関と連携した養育費についての啓発や相談対応を実施します。

(4) 就業支援の強化

ひとり親家庭及び寡婦の自立、生活の安定と向上を図るため、就業相談の実施、就業情報の提供などきめ細かな就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立促進を目的として、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定を行います。

また、就職に有利な資格取得のための受講費用等を支援する自立支援給付金等の施策を推進するとともに、ひとり親家庭の親や子どもが高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合の負担を軽減し、学び直しを支援します。

5 子どもの貧困対策の推進

〈施策の方向〉

子どもの貧困問題が社会問題化する中、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることがあつてはならないことです。児童の権利に関する条約の精神に則って、貧困の連鎖を断ち切り、子どもの貧困対策を進めていく必要があります。

このため、国において改定された「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、関係機関の連携のもと、子ども一人ひとりが夢や希望を持って未来を切り拓ける環境づくりを目指し、教育、生活、保護者に対する就労の支援など、地域や社会全体で取り組むべき課題であるという意識をもつて、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正により、計画策定が市町村の努力義務とされたことから、県内全域で対策が進むよう、市町村の取組を支援します。

〈重点施策〉

(1) 教育の支援

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力保障、

学校を窓口とした福祉関連機関との連携、経済的支援を通じて、学校から子どもを福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図ります。

① 幼児教育・保育の質の向上

年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育環境は、子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園・保育所・認定こども園の充実は貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながります。

そのため、「幼児教育センター」を拠点として関係機関等と連携を図りながら、教育・保育に携わる人材の資質向上に向けた研修の充実に取り組むとともに、市町村において作成された接続カリキュラムの実施・改善のための取組の支援を行うことで、生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前教育を充実させていきます。

② 地域に開かれた学校プラットフォーム

(スクールソーシャルワーカー^(注1)等が機能する体制の構築)

スクールソーシャルワーカー等を活用した、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくりを推進するとともに、スクールカウンセラー^(注2)等、教育相談体制の充実を図ります。

また、市町村での家庭教育支援チーム設置を促進し、子育てに関する相談や、スクールソーシャルワーカー等と連携した家庭教育支援の取組を進めます。

(学校教育による学力保障)

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、落ち着いた環境の中で、基礎学力の確実な定着を図る指導の充実を図るとともに、放課後や長期休業中などの補充学習を推進します。また、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるため、研修の充実を図ります。

③ 高等学校等における修学継続のための支援

高校中退を防止するため、高等学校の指導体制の充実を図ります。また、高等学校等中退者が再入学して学び直す場合に、授業料に係る支援を行うなど、修学継続のための支援に努めます。

④ 特に配慮を要する子どもへの支援

(児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援)

児童養護施設等で暮らす学業に遅れのある小学生や高校等受験を目指す中学生に対し、大学生等を活用した学習指導を行うとともに、子どもの年齢や発達状況に応じたスポーツや表現活動の実施等、子どもの状況に配慮した支援を行います。

また、児童養護施設等で暮らす子どもの大学等進学を推進するため、入所中にお

(注1) スクールソーシャルワーカー：学校の一員として、子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門家のこと。

(注2) スクールカウンセラー：学校の一員として、子どもの悩みごと相談に応じたり、保護者や教員に子どもへの接し方等について指導・助言を行う、公認心理師、臨床心理士、大学教員、精神科医などの専門家のこと。

ける学習支援の充実を図るとともに、経済的理由により進学を断念することがないよう、進学に際し必要な学用品等の購入費や生活費等の支援を行います。

(特別支援教育に関する支援の充実)

特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図ります。

(外国人の子ども等への支援)

外国人の子ども等についても、高等学校や専門学校・大学等への進学、就職が円滑に実現できる環境を整備するため、中学校・高等学校において日本語指導及び教科指導の充実、キャリア教育等の包括的な支援を進めます。

⑤ 教育費負担の軽減

- 市町村において、義務教育段階における就学援助が適切に実施されるよう、情報提供等に努めます。また、既に大半の世帯を対象として、授業料が無償化されている公立高等学校と同様に、私立高等学校についても、年収目安590万円未満の世帯を対象として授業料の実質無償化を行うとともに、授業料以外の施設整備費等の負担を軽減するため、県納付金減免補助金を支給します。
さらに、低所得世帯を対象に、教科書費、学用品費等の負担を軽減するため、奨学給付金を支給します。
- 住民税非課税及びそれに準ずる世帯の子どもが、大学及び専門学校等への進学を諦めることのないよう、令和2年4月から開始する高等教育の修学支援新制度（授業料等減免と給付型奨学金）の広報を推進します。
- 生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考查料等の高等学校等就学費を、さらに大学等に進学する際には、新生活の立ち上げ費用として進学準備給付金を支給するなど、進学時の支援を行います。
- ひとり親家庭の子どもが、高等学校等での修学の継続や大学等への進学を諦めることのないよう、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等による経済的支援を実施します。

⑥ 地域における学習支援

- 放課後子ども教室等の地域学校協働活動を推進し、地域による学習支援の充実を図ります。
- 困難を抱える家庭を含めたすべての子どもを対象に、地域の実情に応じた学習支援の取組を進めます。

⑦ その他の教育支援

生活保護制度の教育扶助や就学援助制度による学校給食費の援助を行うとともに、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。

(2) 生活の支援

保護者の自立支援のための相談事業の充実や保育等の確保に努めるとともに、子どもの生活支援や就労支援などに関係機関が連携しながら取り組みます。

① 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

- 市町村が行う妊産婦健診や乳幼児健診、妊産婦訪問や乳幼児訪問などの母子保健事業により、保護者の健康や乳幼児期のすべての子どもの成長が見守られるよう支援に努めます。また、養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会での取組等を通して、市町村と連携しながら、保護者の養育支援を行います。
- 誰もが安心して妊娠、出産し、子どもが健やかに育成されるよう、市町村を中心に、妊娠に気づいた時から身近な地域で切れ目のない支援が受けられる体制づくりに努めます。
- 女性相談所において、特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護、必要に応じて母子生活支援施設への一時保護委託を行い、また一時保護終了後の受入れ先を市町村と連携して準備するなど、妊娠期から出産後までの継続した支援を行います。

② 保護者の生活支援

- 生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、生活保護受給者及び家計に課題のある生活困窮者に対しては、家計改善支援事業等の活用を図ります。また、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、就労相談や就業情報の提供を行うなど、保護者の自立支援に努めます。
- 保育所の整備等の推進や、放課後児童クラブの拡充等により、保育の確保を図るとともに、保育士養成課程において、子どもの貧困等について履修することを通じ、子どもの貧困に関する保育士の理解を進めます。
- 子育て家庭の様々なニーズにより一時的に保育が必要となった乳幼児を保育所、幼稚園、その他の場所において預かり、必要な保護を行う事業の充実を図ります。
また、児童養護施設等で一時的に子どもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子どもを養育することができる困難になった場合に活用可能な支援を推進します。

③ 子どもの生活支援

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を実施するとともに、生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、関係機関と連携し、地域の実情に応じた居場所づくりや生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を含む学習・生活支援事業の取組を進めます。
- 家庭の事情により、家庭内で保護者などと過ごす時間が短い子どもに、家庭の代わりに地域の住民やボランティア、N P O等が関わり合い、遊びや食事、落ち着いた学習環境を提供するなど、地域のすべての子どもが安心して継続的に過ごすことのできる子ども食堂等、様々な形態の居場所づくりを進めます。
また、こうした居場所で、大学等の協力を得て、経済的な困窮家庭の子どもなどに対し体験活動・学習を提供し、子どもの多様な学びを支援することにより、豊かな価値観を醸成します。
- 「岡山県食の安全・食育推進計画」に基づき、栄養バランスに配慮した食事の提供や「共食」の機会の増加に向けた取組など、地域の特性に応じた食育の推進を図ります。また、児童福祉施設において、子どもの発育・発達状態、健康状態、栄養状態、生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努

めます。

- 児童養護施設等を退所する子どもが安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を行うなど、児童養護施設等の退所児童等に対する支援に努めます。

④ 子どもの将来の就職に向けた支援

- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業の取組を進め、進路選択や将来の就職に向けた相談、職場体験等の支援を行います。
- 児童扶養手当の支給、母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子どもに対する就業相談、就業情報の提供などを行います。また、児童養護施設退所予定者等に対して、引き続き、免許取得への補助や職業訓練校への進学の補助、身元保証人を確保するための事業等を実施するとともに、自立促進につながる取組を幅広く検討します。
- 進路支援のための人材を高等学校に配置し、生徒一人ひとりに応じた支援を行うとともに、ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施します。また、「おかやま若者就職支援センター」や各種就職面接会等の活動を通じて、若者の正規雇用に向けた就職支援に努めます。

⑤ 住宅に関する支援

県営住宅の一般住戸への入居に際して、母子・父子世帯や多子世帯などの子育て世帯に対する優遇措置を講じるほか、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供に努めるとともに、母子・父子・寡婦福祉資金のメニューである住宅資金や転宅資金の貸付、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給などにより、子育て世帯等の居住の安定を支援します。

⑥ 支援体制の強化

- 市町村の社会福祉士や保健師等が保育所等を巡回し、アウトリーチすることによって、支援が必要な子どもを早期に発見するとともに、関係者による連携ケア会議を実施し、互いに情報共有しながら、子どもの実情に応じた支援を行います。
- 社会的養育の推進のため、児童相談所職員や市町村職員の専門性を強化するとともに、受け皿となる里親や児童養護施設等職員の資質の向上を図ります。
また、研修等により、母子・父子自立支援員、生活保護世帯の支援に当たる職員、生活困窮者自立支援制度における相談員等の資質の向上に努めます。

(3)保護者に対する就労の支援

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、就労相談や就業情報の提供などを行うとともに、児童扶養手当受給者に対し、自立支援プログラムを策定することで、就業を軸とした自立支援を図ります。また、母子家庭の母親等に対する職業訓練により、就労機会の確保に努めるとともに、就職に有利な資格取得のための受講費用等を支援する自立支援給付金や、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合の費用負担を行います。

生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい

支援を実施するとともに、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、就労活動促進費の支給や保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行います。

(4) 経済的支援

生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考查料等の高等学校等就学費を、さらに大学等に進学する際には、新生活の立ち上げ費用として進学準備給付金を支給するなど、進学時の支援を行います。

児童扶養手当の支給、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭等医療費の助成等により、ひとり親家庭及び寡婦が自立できるよう、経済的支援を推進します。

また、離婚後の子どもの養育に不可欠なものとなる養育費が確実に確保されるよう、母親等が養育費の取決め等のため家庭裁判所等を訪れる場合の同行支援や、関係機関と連携した養育費についての啓発や相談対応を実施します。

【子どもの貧困に関する岡山県の現状】

項目		現状	説明	担当課室
生活保護世帯に属する子ども	高等学校等進学率	89.4%	平成30年4月1日現在	障害福祉課
	高等学校等中退率	4.5%	平成29年4月の在籍者数の総数で、平成30年3月までに中退した者を除したもの	
	大学等進学率	22.6%	平成30年4月1日現在	
	就職率	中学校卒業後の進路	3.5%	
		高等学校卒業後の進路	56.8%	
児童養護施設の子ども	高等学校卒業後の進路	進学率 就職率	18.8% 75.0%	子ども家庭課
全世帯の子ども	高等学校中退率	1.4%	平成30年度	生徒指導推進室
	高等学校中退者数	797人		
就学援助制度に関する周知状況	入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	57.1%	令和元年度	財務課
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(市町村の割合)	小学校	75.0%	平成30年度	財務課
	中学校	78.5%	平成30年度	

[参考：国全体の数値]

子どもの貧困率※1	13.9%	平成28年国民生活基礎調査	子ども家庭課
ひとり親世帯の貧困率※2	50.8%	平成28年国民生活基礎調査	子ども家庭課

※1 貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)に満たない子ども(17歳以下)の数を子どもの数で除したもの

※2 貧困線に満たない大人一人(18歳以上65歳未満)と子ども(17歳以下)からなる世帯の世帯員数を大人一人と子どもからなる世帯の世帯員数で除したもの

〈主要指標〉

項 目	現 状	目 標	担 当 課
里親等への委託率	24% (H30)	40%	子ども家庭課
子ども家庭総合支援拠点設置市町村数	2 市 (H31. 3)	25市町村	子ども家庭課
自立援助ホーム設置か所数	4 か所 (H30)	8 か所	子ども家庭課
新たに開設された子どもの居場所の数	—	30か所	子ども家庭課
発達障害のある子どものための子育て支援プログラム導入市町村数 (岡山市を除く)	13市町村 (H31. 3)	17市町村	障害福祉課

V ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進

子育てに心理的・経済的負担を感じている人、仕事との両立が難しいと感じている人が多いことなどから、子どもを安心して生み育てることができる体制づくりを目指します。

1 子育てと仕事が両立できる環境の整備（ワーク・ライフ・バランス）

〈施策の方向〉

子育てと仕事が両立でき、男女がともに、子育てがしやすい職場づくりのために、仕事と家庭の両立を支援する法律・制度の普及啓発を推進し、様々な就労環境の整備に取り組むとともに、企業や、企業で働く女性はもとより男性の意識の啓発、広報や情報提供を進めます。

子育て期間においても残業時間が多いため、子育てと仕事が両立しにくい状況を是正するため、職場優先の風土の見直し、多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しなどに取り組みます。

また、出産や育児のために就労していなかった人に対する就職支援を推進します。

〈重点施策〉

(1)企業の意識改革への取組

労働時間の短縮や多様な働き方を促進し、男女がともに仕事時間と生活時間のバランスがとれるよう、岡山労働局や経済団体等と連携しながら、「おかやま子育て応援宣言企業」登録制度、「アドバンス企業」認定制度を推進します。また、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進を目指す企業・事業所に専門家を派遣するなど、企業の意識改革を積極的に支援します。

(2)出産・子育てがしやすい職場環境の整備

ファミリー・サポート・センター事業に取り組む市町村を支援するとともに、従業員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業を認定する「アドバンス企業」認定制度などを活用し、出産・子育てがしやすい職場環境の整備を促進します。また、育児休業制度など、子育てと仕事の両立を支援する制度の普及啓発に努めます。

県が発注する建設工事の入札参加資格審査において業者格付けを行う際に、育児・介護休業制度を導入している場合には加点の対象とし、子育て支援に取り組んでいる業者を積極的に評価します。

(3)男女共同参画による子育ての推進

家庭生活は、家族を構成する男女が、家事、子育て、介護といった家庭責任をともに担っていく必要がありますが、男性が家事や子育てにあてる時間は極めて短いのが現状です。

家庭における男女共同参画を進めていくため、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるといった固定的な性別役割分担意識を解消し、父親の育児参画を促進するための体験型イベントを開催するなど、男女が共に家事や子育てに参画しやすい環境の整備を図ります。

(4) 就労支援

出産や育児により退職した人のため、再雇用制度の普及に努めるとともに、県内各地域に出向き、就職相談会や地元企業就職面接会を開催するほか、岡山労働局等と協力して、就労を希望する人のための職業訓練や研修会、情報提供、相談事業などを実施します。

2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保

〈施策の方向〉

急な発熱等、子どもの体調の変化に対する保護者の不安は強いものがあります。

次代を担う子どもを守り育てるとともに、子育て家庭が、いつでも安心してより良質な医療を適切に受けることができる環境を整備するため、周産期^(注)医療・小児医療の充実を図ります。

また、小児慢性特定疾病の医療の推進、感染症対策の推進に努めます。

〈重点施策〉

(1) 周産期・小児医療体制の整備

24時間緊急受入体制等を確保するため、総合周産期母子医療センターを中心とする周産期医療体制の整備を促進し、安全に妊娠・出産できる環境を整えます。

また、小児救急医療の確保が困難な県北地域において小児救急患者を24時間受け入れる小児救急医療拠点病院を確保するとともに、小児救急医療電話相談事業などに取り組み、子育て家庭の育児不安の解消を図ります。

(2) 小児慢性特定疾病の医療の推進

子どもの慢性疾患のうち国が定める小児がんなど特定の疾患については、その治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となることから、医療費の自己負担額を所得に応じて公費で負担することにより、その治療の確立と普及を促進するとともに、子どもとその家族の経済的負担の軽減を図ります。

(3) 感染症対策の推進

市町村等と連携し予防接種の推進を図り、岡山県予防接種センターの運営による安心して予防接種を受けられる体制整備や、研修会開催などによる感染予防策の啓発を行うとともに、感染症の発生動向を早期に把握し、岡山県感染症情報センターによる情報提供など適切な対応を行います。

(4) 病児保育の充実

市町村が取り組む病児保育に係る施設整備及び運営を支援するとともに、市町村域を超えた病児保育事業実施施設の相互利用を推進し、県民の生活圏域に即したニーズに対応した利用環境の整備に取り組みます。

^(注) 周産期：おおよそ妊娠中から出産までの期間のこと。厚生労働省の統計等では、妊娠満22週から出生後満7日未満の期間をいう。

3 安心して生み育てられる住生活の確保と子育て相談体制

〈施策の方向〉

次代を担う若者や子育て世帯が活躍できる地域づくりのため、結婚・出産を希望する若年世帯や子育て世帯が望む住宅を選択・確保できる環境づくりを進めます。

また、市町村等の窓口をはじめ、様々な媒体を通して保護者や子ども自身が必要なときに気軽に相談できる子育て相談体制の整備充実を積極的に進めるとともに、ＩＣＴやＡＩなどの活用促進も検討しながら、子育て家庭のニーズに対応した情報提供に努めます。

〈重点施策〉

(1) 子育て世帯が安心して生み育てられる住生活の確保

県営住宅の整備に当たっては、家族構成に適した間取りを選択しやすくするため柔軟な設計とするなど、子どもを安心して生み育てる住環境の整備に努めます。また、県営住宅の一般住戸への入居に際して、母子・父子世帯や多子世帯などの子育て世帯に対する優遇措置を行います。

さらに、子育て世帯が安心して子どもを生み育てられる環境づくりのため、子育て環境に適した民間賃貸住宅や空き家の情報提供に努めます。

(2) 子育て支援情報の提供や相談体制の充実

子育てに関する身近な相談窓口や、仕事と子育ての両立支援に関する制度の情報など、子育て家庭が必要としている情報の提供に努めます。また、相談員の資質の向上に努めながら、子ども家庭電話相談事業やすこやか育児テレホン事業を実施し、子育てに心理的・経済的な負担を感じている人や仕事との両立が難しいと感じている人が気軽に相談ができるよう、相談体制の充実を図ります。

また、「おかやま子ども・若者サポートネット」^(注)を設置し、県内の様々な支援機関が連携して、総合的・継続的な支援を行います。

4 安全・安心な子育て環境の整備

〈施策の方向〉

乳幼児期以降の正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を図るため、家庭や学校、地域、ボランティア等との協働により、地域社会全体で食育を進めるとともに、県民の食に対する理解と安心の確保に努めます。

都市化の進展や交通量の増大等により、子どもが安心してのびのびと遊べる場所が少なくなっています。このため、公園や水辺空間等の身近な遊び場や、地域の遊び等の拠点の充実を支援します。

^(注) おかやま子ども・若者サポートネット：教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等、県内の専門的機関・団体がネットワークを構築し、子ども・若者の問題に対し、それぞれの専門性を生かした切れ目のない継続的な支援を行っているもの。

また、ネット上のいじめや依存症等から子どもを守る取組を強化とともに、安全な道路交通環境や公共施設のバリアフリー化等安心して外出できる環境の整備、安全・安心まちづくりの推進、さらに、子どもの交通安全の確保、犯罪の被害からの保護など、安心して生活できる子育て環境を整備します。

〈重点施策〉

(1) 食の安全・安心の確保、食育の推進

食の安全に関する知識の普及、食品の適正表示の推進等、消費者が食の安全に关心を持って行動するための施策を推進します。

食に関する正しい知識を効果的に普及する環境の整備を図るとともに、愛育委員、栄養委員等地域のボランティア組織による伝統的食文化や地域の特色を生かした食育の普及を推進します。

学校では、安全な給食の提供に努めるとともに、地場産物の活用を推進するなど、食育の充実を図り、子どもの望ましい食習慣を育成します。さらに、農業の体験などを通じて、食卓と生産の場の距離を縮め、「食」についての理解を深めます。

(2) 安全な遊び場の整備

都市公園等の計画的な整備及び適正な維持管理を行い、地域子育て支援拠点や児童館のネットワークづくりに努めるなど、子どもが安心して遊ぶことができる環境を整備します。

また、冒険遊び場（プレイパーク）などを活用し、子ども自身が自らの責任で自由に遊ぶ体験を通して生きる力の養成に努めます。

(3) 安全な生活環境の整備

① 安全な道路交通環境の整備

信号機の整備、通学路や生活道路への通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路の交通の円滑化等を推進し、子どもや子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備を推進します。

② 安心して外出できる環境の整備

妊婦や親子が安心して外出できるよう、公共施設、公共交通機関、建築物等における段差解消等によるバリアフリー化の促進に取り組み、さらに、子育て家族での外出等に優しいトイレ等の整備、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳室、おむつ換えシートの設置などを進めます。

また、子育て世帯へバリアフリー施設の整備情報の提供に努めます。

③ 安全・安心まちづくりの推進

道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪防止に配慮した環境設計を行うとともに、通学路への防犯カメラ設置等の防犯設備の整備を推進し、子どもが犯罪の被害に遭わないまちづくりを推進します。

(4) 安心な社会環境づくり

① 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもに対する悪影響が懸念される有害情報等から子どもを守り、心身ともに健全な成長を図るために、関係業者等に対する立入指導等を徹底し、子どもを取り巻く環境

の浄化を推進します。

また、情報モラル教育を充実するとともに、スマホ等の使用時間の制限など利用に関する適切なルール作りやフィルタリング^(注)機能の活用についての児童生徒の主体的な取組の促進や家庭・地域等への啓発を行うなど、ネット上のいじめや依存症等から子どもを守る取組を強化します。

② 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通安全教育指針に基づく参加・体験・実践型の交通安全教育、チャイルドシートの使用効果や正しい使用方法についての普及啓発活動を積極的に展開し、子どもを交通事故から守るための総合的な交通事故防止対策を推進します。

③ 子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進

子どもたちの安全・安心を確保するため、地域ぐるみによる地域安全マップの作製、通学路の安全点検や見守り活動、自主パトロール活動等の取組を推進するとともに、活動団体の育成に努め、自主防犯活動の充実を図ります。

④ 被害にあった子どもの支援

犯罪、いじめ、虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を推進します。

〈主要指標〉

項目	現状	目標	担当課
おかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」認定数	—	150社	子ども未来課
平日に19時までに帰宅する父親の割合 ^{※1}	43.0% (H30)	60%	子ども未来課
男性の育児休業取得率 ^{※2}	5.4% (H30)	8%	男女共同参画 青少年課
6歳児で麻しん・風しんの予防接種を行っている割合	麻しん96.0% 風しん96.0% (H30)	95%以上	健康推進課
ももたろう交通安全クラブ設置率	68.1% (H30)	70%	くらし安全安心課
子ども110番セーフティコーン設置校数	257校 (H30)	300校	くらし安全安心課

※1 5年に1回実施する県民意識調査により把握するもの

※2 3年に1回実施する「仕事と家庭の両立支援に関する調査」により把握するもの

(注) フィルタリング：インターネット上の不適切な情報を閲覧できないように制限をかけたり、時間制限機能の設定を行ったりすること。

幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

【県計】

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳												
①量の見込み	必要利用定員総数	18,122	27,416	4,491	19,174	17,676	26,749	4,469	19,312	17,301	26,194	4,473	19,309	16,918	25,716	4,475	19,192
②確保方策	特定教育・保育施設	21,512	29,242	4,011	15,227	21,275	29,579	4,101	15,625	20,790	29,911	4,064	16,238	20,566	29,700	3,987	16,513
	確認を受けない幼稚園	3,110			3,110			3,110			3,110			3,110			
	地域型保育事業			478	1,325			484	1,461			530	1,535			536	1,621
	認可外保育施設			416	77	424		416	77	404		416	77	404		416	77
	企業主導型保育施設			492	263	771		492	273	791		492	273	791		507	278
	計	24,622	30,150	4,829	17,747	24,385	30,487	4,935	18,281	23,900	30,819	4,944	18,968	23,676	30,608	4,873	19,329
(2)-①		6,500	2,734	338	▲1,427	6,709	3,738	466	▲1,031	6,599	4,625	471	▲341	6,758	4,892	398	137
																6,165	5,117
																354	462

※ 2号認定児のうち、「幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの」については、1号で集計。

※ 認可外保育施設には、市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設を計上。

【県区域】

①岡山市区域

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	7,912	9,946	1,599	8,489	7,699	9,676	1,583	8,407	7,591	9,537	1,566	8,305	7,426	9,327	1,564	8,230
②確保方策	特定教育・保育施設	7,298	10,932	1,426	5,450	7,303	11,340	1,463	5,759	6,978	11,661	1,397	6,304	6,788	11,542	1,308	6,496
	確認を受けない幼稚園	1,830			1,830			1,830			1,830			1,830			
	地域型保育事業			199	702			199	768			199	768			199	784
	認可外保育施設			416	77	424		416	77	404		416	77	404		416	77
	企業主導型保育施設			384	156	434		384	156	434		384	156	434		384	156
	計	9,128	11,732	1,858	7,010	9,133	12,140	1,895	7,365	8,808	12,461	1,829	7,910	8,618	12,342	1,740	8,118
(2)-①		1,216	1,786	259	▲1,479	1,434	2,464	312	▲1,042	1,217	2,924	263	▲395	1,192	3,015	176	▲112
															1,193	3,058	108
																	60

②倉敷市区域

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号													
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳												
①量の見込み	必要利用定員総数	5,745	6,609	1,452	4,407	5,636	6,531	1,482	4,696	5,485	6,379	1,510	4,869	5,402	6,336	1,542	4,935
②確保方策	特定教育・保育施設	6,647	6,778	1,196	3,759	6,647	6,781	1,217	3,780	6,647	6,781	1,227	3,830	6,647	6,781	1,237	3,880
	確認を受けない幼稚園	1,000			1,000			1,000			1,000			1,000			
	地域型保育事業			228	495			234	565			278	635			284	705
	認可外保育施設			0	0	0		0	0	0		0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設			108	107	335		108	117	355		108	117	355		123	122
	計	7,647	6,886	1,531	4,589	7,647	6,889	1,568	4,700	7,647	6,889	1,622	4,820	7,647	6,889	1,638	4,940
(2)-①		1,902	277	79	182	2,011	358	86	4	2,162	510	112	▲49	2,245	553	96	5
															2,300	584	94
																	90

③津山市区域

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	690	1,726	333	1,008	662	1,659	324	967	639	1,595	317	931	611	1,516	308	906
②確保方策	特定教育・保育施設	388	1,861	290	911	388	1,856	304	932	398	1,857	307	938	398	1,857	307	938
	確認を受けない幼稚園	280				280				280			280			280	
	地域型保育事業			2	6			2	6			2	6		2	6	
	認可外保育施設		0	0	0		0	0	0		0	0		0	0	0	0
	計	668	1,861	292	917	668	1,856	306	938	678	1,857	309	944	678	1,857	309	944
(2)-①		▲22	135	▲41	▲91	6	197	▲18	▲29	39	262	▲8	13	67	341	1	38

④玉野市区域

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	377	799	99	395	361	757	99	401	342	711	98	396	334	690	97	388
②確保方策	特定教育・保育施設	428	800	100	420	428	800	100	420	428	800	100	420	428	800	100	420
	確認を受けない幼稚園	0				0				0			0			0	
	地域型保育事業			0	0			0	0			0	0			0	0
	認可外保育施設		0	0	0		0	0	0		0	0		0	0	0	0
	計	428	800	100	420	428	800	100	420	428	800	100	420	428	800	100	420
(2)-①		51	1	1	25	67	43	1	19	86	89	2	24	94	110	3	32

⑤笠岡市区域

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	143	731	131	361	134	703	116	385	128	694	110	405	122	750	105	370
②確保方策	特定教育・保育施設	1,110	801	119	390	1,110	801	119	390	975	831	119	390	984	825	119	387
	確認を受けない幼稚園	0				0				0			0			0	
	地域型保育事業			16	32			16	32			16	32			16	32
	認可外保育施設		0	0	0		0	0	0		0	0		0	0	0	0
	計	1,110	801	135	422	1,110	801	135	422	975	831	135	422	984	825	135	419
(2)-①		967	70	4	61	976	98	19	37	847	137	25	17	862	75	30	49

⑥井原市区域

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	320	373	63	310	308	365	61	316	301	376	59	302	291	369	57	295
②確保方策	特定教育・保育施設	320	373	58	297	308	365	56	303	301	376	54	289	291	369	52	282
	確認を受けない幼稚園	0				0				0				0			0
	地域型保育事業			5	13			5	13			5	13			5	13
	認可外保育施設		0	0	0		0	0	0		0	0		0	0	0	0
	計	320	373	63	310	308	365	61	316	301	376	59	302	291	369	57	295
(2)-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑦総社市区域

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	839	968	100	723	827	954	100	722	830	956	99	740	823	950	98	737
②確保方策	特定教育・保育施設	950	970	60	495	950	960	70	590	950	960	80	640	950	950	82	688
	確認を受けない幼稚園	0				0				0				0			0
	地域型保育事業			14	43			14	43			16	47			16	47
	認可外保育施設		0	0	0		0	0	0		0	0		0	0	0	0
	計	950	970	74	538	950	960	84	633	950	960	96	687	950	950	98	735
(2)-①		111	2	▲26	▲185	123	6	▲16	▲89	120	4	▲3	▲53	127	0	0	▲2

⑧高梁市区域

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	170	350	50	210	160	350	50	210	150	330	50	210	140	300	50	210
②確保方策	特定教育・保育施設	200	390	50	200	190	390	50	200	180	370	50	200	170	340	50	200
	確認を受けない幼稚園	0				0				0				0			0
	地域型保育事業			5	10			5	10			5	10			5	10
	認可外保育施設		0	0	0		0	0	0		0	0		0	0	0	0
	計	200	390	55	210	190	390	55	210	180	370	55	210	170	340	55	210
(2)-①		30	40	5	0	30	40	5	0	30	40	5	0	30	40	5	0

⑨新見市区域

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	74	402	31	190	65	358	29	198	65	352	28	179	63	334	27	171
②確保方策	特定教育・保育施設	210	514	40	216	210	514	40	216	155	499	45	211	155	499	45	211
	確認を受けない幼稚園	0				0				0			0			0	
	地域型保育事業			7	17			7	17			7	17			7	17
	認可外保育施設		0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	計	210	514	47	233	210	514	47	233	155	499	52	228	155	499	52	228
(2)-①		136	112	16	43	145	156	18	35	90	147	24	49	92	165	25	57

⑩備前市区域

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	150	536	30	242	141	537	27	233	133	536	26	228	124	528	24	227
②確保方策	特定教育・保育施設	150	536	30	242	141	537	27	233	133	536	26	228	124	528	24	227
	確認を受けない幼稚園	0				0				0			0			0	
	地域型保育事業			0	0			0	0			0	0		0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	計	150	536	30	242	141	537	27	233	133	536	26	228	124	528	24	227
(2)-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑪瀬戸内市区域

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	320	514	89	303	310	499	87	306	298	479	85	300	286	460	83	293
②確保方策	特定教育・保育施設	670	575	74	301	590	575	74	301	610	575	80	308	610	575	80	308
	確認を受けない幼稚園	0				0				0			0			0	
	地域型保育事業			0	0			0	0			0	0		0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	計	670	575	74	301	590	575	74	301	610	575	80	308	610	575	80	308
(2)-①		350	61	▲15	▲2	280	76	▲13	▲5	312	96	▲5	8	324	115	▲3	15

⑫赤磐市区域

(単位：人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳																
①量の見込み	必要利用定員総数	375	822	58	500	381	833	57	488	377	824	57	498	365	799	57	497	359	785	57	497
②確保方策	特定教育・保育施設	745	888	72	498	745	888	72	498	760	888	72	503	760	888	72	503	760	888	72	503
	確認を受けない幼稚園	0				0				0			0				0				
	地域型保育事業			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0
	認可外保育施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設		0	0	2		0	0	2		0	0	2		0	0	2		0	0	2
	計	745	888	72	500	745	888	72	500	760	888	72	505	760	888	72	505	760	888	72	505
(2)-①		370	66	14	0	364	55	15	12	383	64	15	7	395	89	15	8	401	103	15	8

⑬真庭市区域

(単位：人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳																
①量の見込み	必要利用定員総数	90	900	110	400	85	850	110	400	80	800	110	400	80	800	110	400	80	800	110	390
②確保方策	特定教育・保育施設	405	940	115	420	405	940	115	420	405	940	115	420	405	940	115	420	405	940	115	420
	確認を受けない幼稚園	0				0				0			0			0			0		
	地域型保育事業			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0
	認可外保育施設		0	0	0		0	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	計	405	940	115	420	405	940	115	420	405	940	115	420	405	940	115	420	405	940	115	420
	(2)-①	315	40	5	20	320	90	5	20	325	140	5	20	325	140	5	20	325	140	5	30

⑭美作市区域

(単位：人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳																
①量の見込み	必要利用定員総数	55	443	16	198	50	407	19	220	40	396	36	220	30	364	33	214	20	366	32	206
②確保方策	特定教育・保育施設	450	538	30	214	385	539	42	221	385	539	42	221	385	539	42	221	385	539	42	221
	確認を受けない幼稚園	0				0				0			0			0			0		
	地域型保育事業			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0
	認可外保育施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	計	450	538	30	214	385	539	42	221	385	539	42	221	385	539	42	221	385	539	42	221
	(2)-①	395	95	14	16	335	132	23	1	345	143	6	1	355	175	9	7	365	173	10	15

⑯浅口市区域

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	206	373	64	254	212	385	62	231	202	365	61	225	208	376	59	219
②確保方策	特定教育・保育施設	675	432	80	227	675	432	80	227	675	432	80	227	675	432	80	227
	確認を受けない幼稚園	0				0				0			0			0	
	地域型保育事業			0	0			0	0			0	0		0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	計	675	432	80	227	675	432	80	227	675	432	80	227	675	432	80	227
(2)-①		469	59	16	▲27	463	47	18	▲4	473	67	19	2	467	56	21	8

⑰和気町区域

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	99	154	36	140	93	146	36	121	86	135	36	104	75	117	36	104
②確保方策	特定教育・保育施設	99	154	36	140	93	146	36	121	86	135	36	104	75	117	36	104
	確認を受けない幼稚園	0				0				0			0			0	
	地域型保育事業			0	0			0	0			0	0		0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
	計	99	154	36	140	93	146	36	121	86	135	36	104	75	117	36	104
(2)-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑱早島町区域

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	171	247	34	151	169	243	34	153	167	240	34	155	163	235	35	155
②確保方策	特定教育・保育施設	210	222	37	141	210	222	37	141	210	222	37	141	210	222	37	141
	確認を受けない幼稚園	0				0				0			0			0	
	地域型保育事業			0	0			0	0			0	0		0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
	計	210	222	37	141	210	222	37	141	210	222	37	141	210	222	37	141
(2)-①		39	▲25	3	▲10	41	▲21	3	▲12	43	▲18	3	▲14	47	▲13	2	▲14

⑯里庄町区域

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	84	217	22	124	79	212	23	120	79	218	24	122	73	208	25	124
②確保方策	特定教育・保育施設	140	165	25	130	140	165	25	130	140	195	25	130	140	195	25	130
	確認を受けない幼稚園	0				0				0			0			0	
	地域型保育事業			0	0			0	0			0	0		0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
	計	140	165	25	130	140	165	25	130	140	195	25	130	140	195	25	130
(2)-①		56	▲52	3	6	61	▲47	2	10	61	▲23	1	8	67	▲13	0	6
																71	7
																4	4

⑰矢掛町区域

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	40	234	26	146	45	232	26	146	45	233	26	146	45	230	26	146
②確保方策	特定教育・保育施設	50	238	26	146	55	233	26	146	55	233	26	146	55	233	26	146
	確認を受けない幼稚園	0				0				0			0			0	
	地域型保育事業			0	0			0	0			0	0		0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
	計	50	238	26	146	55	233	26	146	55	233	26	146	55	233	26	146
(2)-①		10	4	0	0	10	1	0	0	10	0	0	10	3	0	0	10
														4	0	0	

⑲新庄村区域

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	0	14	9	11	0	16	5	13	0	15	5	14	0	20	5	10
②確保方策	特定教育・保育施設	0	20	4	11	0	20	2	13	0	20	1	14	0	20	5	10
	確認を受けない幼稚園	0				0				0			0			0	
	地域型保育事業			0	0			0	0			0	0		0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
	計	0	20	4	11	0	20	2	13	0	20	1	14	0	20	5	10
(2)-①		0	6	▲5	0	0	4	▲3	0	0	5	▲4	0	0	0	0	2
														0	0	0	
																0	

(2)鏡野町区域

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	45	255	40	156	45	241	40	130	45	240	40	120	45	240	40	120
②確保方策	特定教育・保育施設	50	270	45	160	50	270	45	135	50	270	45	135	50	270	45	135
	確認を受けない幼稚園	0				0				0			0		0		
	地域型保育事業			0	0			0	0			0	0		0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	計	50	270	45	160	50	270	45	135	50	270	45	135	50	270	45	135
(2)-①		5	15	5	4	5	29	5	5	30	5	15	5	30	5	15	5
																	15

(2)勝央町区域

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	24	268	17	136	27	271	17	131	27	258	16	124	29	246	16	125
②確保方策	特定教育・保育施設	24	268	17	136	27	271	17	131	27	258	16	124	29	246	16	125
	確認を受けない幼稚園	0				0				0			0		0		
	地域型保育事業			0	0			0	0			0	0		0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	計	24	268	17	136	27	271	17	131	27	258	16	124	29	246	16	125
(2)-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
																	0

(2)奈義町区域

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	107	35	22	58	107	35	22	57	108	36	22	56	108	36	22	54
②確保方策	特定教育・保育施設	107	35	22	58	107	35	22	57	108	36	22	56	108	36	22	54
	確認を受けない幼稚園	0				0				0			0		0		0
	地域型保育事業			0	0			0	0			0	0		0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	計	107	35	22	58	107	35	22	57	108	36	22	56	108	36	22	54
(2)-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
																	0

(24)西粟倉村区域

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	30	0	3	22	28	0	5	19	35	0	5	18	30	0	5	20
②確保方策	特定教育・保育施設	30	0	3	22	28	0	5	19	35	0	5	18	30	0	5	20
	確認を受けない幼稚園	0				0				0			0			0	
	地域型保育事業			0	0			0	0			0	0			0	0
	認可外保育施設		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	30	0	3	22	28	0	5	19	35	0	5	18	30	0	5	20
(2)-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(25)久米南町区域

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	4	68	14	34	4	61	14	35	4	65	14	34	4	64	14	33
②確保方策	特定教育・保育施設	4	68	14	34	4	61	14	35	4	65	14	34	4	64	14	32
	確認を受けない幼稚園	0				0				0			0			0	
	地域型保育事業			0	0			0	0			0	0			0	0
	認可外保育施設		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	4	68	14	34	4	61	14	35	4	65	14	34	4	64	14	32
(2)-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(26)美咲町区域

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	2	266	31	114	2	264	29	116	2	262	27	118	2	260	26	120
②確保方策	特定教育・保育施設	2	270	30	115	2	270	30	115	2	270	30	115	2	270	30	115
	確認を受けない幼稚園	0				0				0			0			0	
	地域型保育事業			2	7			2	7			2	7			2	7
	認可外保育施設		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2	270	32	122	2	270	32	122	2	270	32	122	2	270	32	122
(2)-①		0	4	1	8	0	6	3	6	0	8	5	4	0	10	6	2

(27)吉備中央町区域

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度							
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号					
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳				
①量の見込み	必要利用定員総数	50	166	12	92	46	164	12	91	42	162	12	90	39	161	11	89	36	160	11	88
②確保方策	特定教育・保育施設	150	204	12	94	84	168	13	92	93	162	13	92	93	162	13	92	93	162	13	92
	確認を受けない幼稚園	0				0				0			0				0				
	地域型保育事業			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0
	認可外保育施設		0	0	0		0	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	計	150	204	12	94	84	168	13	92	93	162	13	92	93	162	13	92	93	162	13	92
(2)-①		100	38	0	2	38	4	1	1	51	0	1	2	54	1	2	3	57	2	2	4